

野生動物救護のあり方
(野生動物救護対策の現状と活動のあり方等)

平成17年4月

社団法人 日本獣医師会

目 次

はじめに	1
我が国の野生動物救護対策の現状	2
1 行政の取り組み	
2 獣医師会の取り組みと行政への協力体制	
3 公益法人、NPO 法人等の取り組みと行政への協力体制	
4 行政による救護関係施設の設置と獣医師を含む専門職の活動	
5 行政、獣医師会、関係団体等による市民への啓発	
野生動物救護の意義と活動のあり方	6
1 救護の理念	
2 救護の機能	
3 現状と課題	
4 救護システムの運営とネットワーク	
5 将来の救護システム	
6 ネットワーク化された NPO による管理運営	
7 費用分担	
8 環境教育	
救護個体の取り扱いの考え方	19
1 希少種	
2 外来種	
3 野生復帰の基準	
4 人と動物の共通感染症対策	
5 重油流出など大規模事故への対応	
6 科学的データの収集法	
人材育成の考え方	34
1 獣医師の育成	
2 リハビリテータの育成	
野生動物救護ガイドラインの策定の指針	36
1 ガイドライン策定のための検討会のあり方	
2 ガイドラインに具備する事項	
(1) 活動の目的と内容	
(2) 実施体制	

- (3) 動物種別の対応方針
- (4) 野生復帰と処分方法の基準
- (5) データ及び標本の取り扱い基準
- (6) 人と動物の共通感染症対策
- (7) 重油流出等大規模事故への対応指針
- (8) 人材育成の方法

照会・相談のための機関・団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

- 1 野生動物救護に係る法令等
- 2 野生動物対策の推進について(報告)
- 3 の1の補足資料
- 4 野生動物サンプルライブラリーの例・野生動物サンプルの調整、保存及び検査項目
- 5 野生動物救護カルテ様式例
- 6 の補足資料
- 7 リハビリテータ 研修内容

はじめに

人間生活の影響による野生動物の大量絶滅が引き起こされ、一方で野生動物による一次産業や人の健康への被害も多発する等、人間と野生動物の関係は大きく変化してきている。獣医師は、こうしたさまざまな野生動物問題に、動物医療の専門家として貢献すべきであり、また社会からも積極的な対応が期待されている。

これらの現状を踏まえ、日本獣医師会は、野生動物が将来の世代にわたって引き継ぐべき国民共有の財産であり、野生動物問題の解決が獣医師及び獣医師会の社会的使命であることを認識し、平成12年度に野生動物対策委員会（現・野生動物委員会）を設置して、これらの問題を多角的に検討してきた。

本委員会での検討の結果、まず、野生動物対策でもっとも獣医師にかかわりが深い野生動物救護に関して、日本獣医師会としての基本的な考え方を整理し、鳥獣保護法に基づく国の基本指針において都道府県による策定が求められている「野生動物救護に関するガイドライン」の策定のための指針を示すことが必要であるとされた。本報告書「野生動物救護のあり方」は、これらの検討結果を取りまとめたものである。

傷ついた野生動物を救護することは人間性の発露であり、古今東西を問わず行なわれてきた人道的な行為である。野生動物救護が自発的かつ人道的な行為である一方で、近年になって急速に進行する野生動物の絶滅の回避に貢献するなど、救護活動の果たす公益的意義が認識されてきた。さらに、鳥インフルエンザをはじめとする人と動物の共通感染症における防疫対策の側面からは、感染症の伝播経路の解明や、流行のモニタリングなどに救護活動が貢献することも理解されるようになってきた。

このような立場から考えると、野生動物救護活動においては生物多様性を保全することが第一義であり、不適切な治療行為や野生復帰は行うべきではないと考えられる。したがって、救護活動を行うに当たっては、人道的な行為と公益的な行為という二面性を適切に調和させることが求められている。

しかしながら、野生動物救護活動が社会的に関心を持たれるようになってから日が浅く、その理念が一般化しているとは言い難い。そのため、環境省、自治体、国民それぞれが、救護の理念を共有できるよう、議論の推進を図る必要がある。

本報告書では、これらの二面性の適切な調和に主眼を置き、人道的かつ科学的な救護活動のあり方を示した。今後、各地域における野生動物救護活動に獣医師及び獣医師会が積極的に参画し、本報告書の理念がその活動に反映されることを切に希望する。

我が国の野生動物救護対策の現状

1 行政の取り組み

野生動物救護においては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）第3条に基づいて定められた鳥獣の保護を図るための基本的な指針（平成14年12月27日環境省告示第86号：以下「基本指針」）の第八「鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項」の2「傷病鳥獣の保護収容」において、「鳥獣の保護思想についての普及啓発及び鳥獣の保護に資するため、傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の保護事業の効果的な実施に努めるものとする。」旨その方針が示されている（参考資料1）。

さらに「基本指針」においては、傷病鳥獣の保護収容を効果的に実施するため、鳥獣保護センター等を中心として、地元の獣医師団体、自然保護団体等と連携を図ること、救護に携わるボランティアの位置づけを明確にすること等により、民間による積極的な取り組みを推進すること、油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合や保護が特に必要と認められる種（都道府県において、絶滅の恐れがあり、または、これに準ずるものとされている種）の保護については、行政機関が主導的に実施すること、野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣や、野生復帰させることが被害等の原因となる恐れのある傷病鳥獣の取り扱いについては、学識経験者、関係行政機関及び関係団体からなる検討会においてガイドラインを作成して対応すること、野生鳥獣の保護管理に関する必要な情報を傷病鳥獣から収集し、情報収集項目の標準化等の体制整備に努めること等が定められている。

以上のことを受け、都道府県においては、傷病鳥獣の治療体制に関し、獣医師及び獣医師会との連携（37都道府県¹）、動物園等の動物関係施設との連携（22都道府県²）が図られており、また、傷病鳥獣の治療後の飼育体制に関しては個人ボランティアとの連携（21都道府県³）、動物園等の動物関係施設との連携（20都道府県⁴）、獣医師及び獣医師会との連携（5都道府県⁵）が図られている。

さらに、21都道府県⁶においては、ボランティアの位置づけを明確にするためにボランティアの登録制度を設けており、うち7都道府県⁷において、ボランティアの登録時等に飼養技術等に関する研修を実施している。

傷病鳥獣の取り扱いに関する要領等を定めているのは27都道府県で、うち13都道府県⁸においては、同要領等の中に基本指針に示す野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣や、野生復帰させることが被害等の原因となる恐れのある傷病鳥獣の取り扱いに関する指針を定めている。なお、4都道府県⁹において、新たな指針の策定が予定されている。

12都道府県¹⁰が傷病鳥獣個体から収集されたデータを収集しているが、収集されたデータを野生動物の保護管理へ科学的に活用しているのは8都道府県¹¹に過ぎない。このほか、分布、繁殖状況に関する情報、レッドデータブ

ック作成のための基礎資料、鉛汚染状況、傷病原因分析等への活用のほか、野生動物の生存を制限する要因を把握するために役立つものとして活用を検討している都道府県もある。

注：*印は平成 15 年 9 月における環境省の調査結果による。

2 獣医師会の取り組みと行政への協力体制

日本獣医師会は、平成 12 年度に野生動物対策委員会を設置し、野生動物対策のあり方について検討を開始した。その後、平成 15 年 5 月に、同委員会の検討報告書として「野生動物対策の推進について（報告）」（参考資料 2）が取りまとめられたが、同報告書においては、「特に獣医師と深く関連する事項である 野生動物救護、 外来種対策、特に外来種の飼育のあり方、 希少種の保護をはじめとする野生動物保護管理における獣医師及び獣医師会の役割について議論を深める必要があるとされている。その後、平成 15 年度から、野生動物対策委員会を野生動物委員会と改称して、前記 ～ に掲げた事項を検討している。

一方、地方獣医師会は、各地域における野生動物問題に関わる活動を展開している。例えば、九州沖縄地域の獣医師会により構成される九州地区獣医師会連合会では、平成 12 年からツシマヤマネコ（長崎県対馬市）とイリオモテヤマネコ（沖縄県竹富町）を絶滅から救うため、ヤマネコ保護協議会を設置し募金などの保護キャンペーンや当該地域に獣医師を派遣して捨て猫を減らすための避妊去勢無料手術やマイクロチップによる個体登録などの活動を実施してきている。

3 公益法人、NPO 法人等の取り組みと行政への協力体制

(1) NPO 法人 野生動物救護獣医師協会（WRV）

野生動物救護獣医師協会（平成 3 年発足、平成 11 年 NPO 認証）は、各地の会員動物病院における傷病野生動物の診療を中心とした活動を実施している。総診療件数は、毎年 1,000 件を超える。診療の際に、協会独自で作成した共通様式のカルテを用いて救護個体に関する情報を記録、収集し、集計結果は学会等で発表している。

また、発足当初からタンカー等による油流出事故発生時に油汚染された水鳥救護のため、海外にもスタッフを派遣するなど世界規模で活動しており、平成 9 年に日本海で起きたナホトカ号重油流出事故による油汚染水鳥の救護活動に貢献し、さらに、平成 12 年東京都日野市に設置された環境省水鳥救護研修センターの運営業務を受託して、油汚染事故対策水鳥救護研修を毎年実施している。また、国、都道府県、獣医師会等が主催する野生動物に関する講習会や専門委員会等に講師等の人材を派遣するなど、野生動物救護に関する専門家組織として活動している。

一方、傷病野生動物の救護体制は都道府県ごとに構築、整備されている

ことから、同協会は各都道府県と連携を図り、その地域の状況に即した救護活動を実践するために、支部を設置し対応している。現在、支部は東京、大阪、宮崎、神奈川、岐阜の5支部であるが、平成3年度から東京支部は都と「野生鳥獣の一時保護治療委託」を委託契約している。また、神奈川支部は平成16年度から県の助成を受け、県と協働による「野生動物救護に関する支援事業」を実施している。

[<http://www.wrvj.org/>]

(2) ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会

ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会(平成14年1月発足)は(社)沖縄県獣医師会の有志による会で、小動物開業獣医師や公務員、産業動物臨床、動物園の獣医師で構成され、ヤンバルクイナをはじめとするやんばる地域(沖縄本島北部地域)の野生動物の保護活動を展開している。特に絶滅の危機に瀕するヤンバルクイナの生息数減少の大きな要因となっているノネコによる捕食の問題に対して、森林内のノネコを発生させないための適正飼養に重点をおいた普及活動を展開している。国頭(くにがみ)村安田区(あだく)住民との協働によって、公民館でのネコの避妊・去勢手術やマイクロチップ処置を実施し、国内ではじめてマイクロチップによる登録を義務付けた「安田区ネコの飼養に関する規則」(2002年5月施行)の実現に貢献した。

この事例を元に環境省は2003年度から2年間にわたって「飼養動物との共生推進総合モデル事業」を決定し、沖縄県、沖縄県獣医師会、国頭村、大宜味村、東村などの行政組織とともに事業実施に協力し、また当該3村におけるマイクロチップによるネコの登録条例の制定(2004年9月)に尽力した。

最近では、「ヤンバルクイナ・リカバリープロジェクトチーム」の一員として、野生個体が絶滅し人工増殖に成功しているグアムクイナの人工増殖施設を視察するなど、ヤンバルクイナの保護増殖センターの設置を目指して活発な活動を展開している。

[<http://homepage1.nifty.com/kunigami/Yanbaru/index.htm>]

(3) NPO 法人どうぶつたちの病院

ネコをはじめとする飼育動物が捨てられることにより、地域の野生生物に大きな影響を与える外来種問題は、対馬(ツシマヤマネコ)、沖縄本島やんばる(ヤンバルクイナ)、小笠原(アカガシラカラスバトなど)、奄美大島(アマミノクロウサギなど)など全国各地で発生しており、動物の適正飼育をすすめる活動が必要であるため、前述の九州地区獣医師会連合会におけるヤマネコ保護協議会の中心メンバーで非営利の動物医療団体を設立し、社会の要請に応えることとなった。

2004年8月に対馬動物医療センターを設置して、獣医師1名と動物看護師1名を常駐させ、また九州沖縄地区の獣医師が交代で応援しながら、地域への動物医療の提供とツシマヤマネコの保護活動を開始した。

さらに、ヤンバルクイナ救急救命センター（2005年2月設置）や野生化したイエネコのシェルター設置などを行っている。

(4) 野生動物救護研究会について

平成2年に発足し、野生動物救護が社会的に強い関心を集めるに先立ち、全国でも先駆的な活動を行ってきた。会員各々が自由な形で救護活動に取り組んでいるほか、会報や事例報告会等中心に、治療やリハビリテーション技術の向上に努めている。北海道内を活動の場とし、獣医師以外が半数を占めることも特徴であり、野生動物研究者の参加も多い。ナホトカ号の原油流出事故のおりには、日本野鳥の会のウトナイ湖ネイチャーセンターを舞台に事故現場から運ばれた野鳥の治療に貢献した。

また、獣医師や一般の方を対象として、油汚染洗浄の技術向上を目的とした技術講座を開催し、治療やリハビリの実践例を事例集として発行している。

さらに、関心のある一般の方にも呼びかけ、野生動物救護のあり方等を考えるフォーラムを毎年開催している。その内容は、野生動物救護のあり方を考えるのみならず、交通事故や鉛汚染問題など、傷病の予防や環境問題の提起にまで及んでいる。

(5) ワシ類鉛中毒ネットワークについて

ワシ類鉛中毒ネットワークは、平成8年頃より北海道で急増したオオワシ・オジロワシの鉛中毒の発生を防止するために設立された民間組織である。

これらの鉛中毒の原因が、エゾシカ猟において使用された鉛銃弾の破片であることを突き止めた獣医師らが中心となり、平成10年7月に誕生した。

当時、鉛中毒死は、冬季間におけるワシ類の死亡原因の70%以上を占められていると考えられ、絶滅危惧種に指定されている両種にとってたいへんな脅威となっていた。

主な活動内容は、鉛中毒の発生状況調査、ワシ類の生息状況調査や、鉛銃弾を含有するエゾシカ残滓の回収に対する協力などである。

また、鉛中毒に関する各種情報の提供やフォーラム開催を通じて啓蒙活動を行なうなど、関係団体とも連携・協力を図りながら、ワシ類鉛中毒の早期根絶をめざしてきた。

これらネットワークの提出した資料などを基に、北海道は平成11年より順次エゾシカ猟での鉛銃弾の使用を規制し、平成13年にはエゾシカ猟における鉛銃弾を完全禁止するに至った。

また、各市町村では残滓を回収するためのボックスの設置を行ない、環境省は狩猟残滓放置の禁止を法制化した。さらに、狩猟者団体も鉛弾の使用自粛や非鉛弾への移行、また残滓回収への努力を行ってきた。

これらの対策が反映され、北海道内での鉛中毒被害は平成10年の26羽をピークに次第に減少しつつある。

連絡先 < ワシ類鉛中毒ネットワーク事務局 >

釧路市芦野 2 - 12 - 3302 電話 : 090-6990-3059 080-3239-0991

k_saito@marimo.or.jp 代表 黒澤信道 副代表 齊藤慶輔

4 行政による救護関係施設の設置と獣医師を含む専門職の活動

25 都道府県において、野生動物の救護に関する施設が設置されており、うち 15 カ所獣医師が勤務している。各施設に配置されている獣医師数は、1 名が 7 カ所、3 名が 3 カ所、4 名が 2 カ所、5 名および 11 名が各 1 カ所である（1 カ所は不明）。しかし、これらの獣医師のほとんどは、嘱託職員の交代勤務であったり、他の施設との兼務である。

国においては、平成 12 年、東京都日野市に水鳥救護研修センターを設置して、油汚染事故の際の水鳥救護等に関する研修、救護のための資材確保、関連情報の収集等を実施し、野生動物救護に関する取り組みを強化する姿勢が見られる。

また、環境省と苫小牧市が共同で運営するウトナイ湖野生鳥獣保護センター、(社)北海道野生動物保護公社が運営する釧路湿原野生生物保護センター等、国と地方行政、さらに民間が協力して運営される施設も設立されている。

5 行政、獣医師会、関係団体等による市民への啓発

国、都道府県等においては、ホームページ等を通じて、野生動物救護に関する一般向けの情報提供が行なわれており、また、獣医師会及び野生動物に関係する団体により、一般向けのシンポジウム等が開催されている。

「基本指針」においては、「雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう都道府県民に対し周知徹底を図るものとする」旨の記述があるが、未だに誤認保護された動物が動物診療施設に持ち込まれ、結果的に親と子を引き離すこととなる事例が後を絶たない。

また、野生動物救護に係る様々な問題については、関連情報が市民に十分に浸透し、その意義について議論がなされ、この問題に対する一般的なコンセンサスが醸成されている状況にあるとはいいがたい。特に、治療して野生復帰させることが被害の原因となる恐れがある動物の取り扱いについては、環境保護関係者、動物愛護関係者及び農業従事者の間で摩擦を生じがちである。

野生動物救護の意義と活動のあり方

1 救護の理念

本報告書の「はじめに」で指摘したように、野生動物救護には人道的な行為と公益的な役割の二面性があるが、活動にあたって救護の理念(意義、動機、あるいは目的と表現されることもある)を整理し、明確にすることが必要である(参考資料 3 を参照)。

図1は、救護理念の例として、福島県鳥獣保護センターの理念を示したものである。ここでは、生物多様性の保全という自然科学的な意義だけでなく、「豊かな人間性を育む」や「安全、安心な社会の構築」という社会科学あるいは人文科学的な意義を掲げている。鳥獣保護センターのように、施設が公設されている場合は、とくに行政的な意義づけが必要である。例えば、獣医師の立場からすれば、傷病動物を治療するというのは、当たり前のことと考えられたとしても、「なぜ、野生動物を治療するのか」、「その行政的な効果とは一体何か」という議論を避けることはできない。

さらに、公営施設の場合は施設を法的にどう位置づけるかということも重要である。最近では、鳥獣保護法以外にも、野生動物保護のための法令が整備されつつあり、そのために必要な施設の設置や位置づけの根拠を明らかにしていく必要がある。とくに、1970～80年代に設置された保護センターでは、こうした関係法令の整備にあわせて設置目的を対応させるべきである。

また、救護システムを所管する行政の担当部署の問題も、システムの目的や使命とのかかわりにおいて重要である。

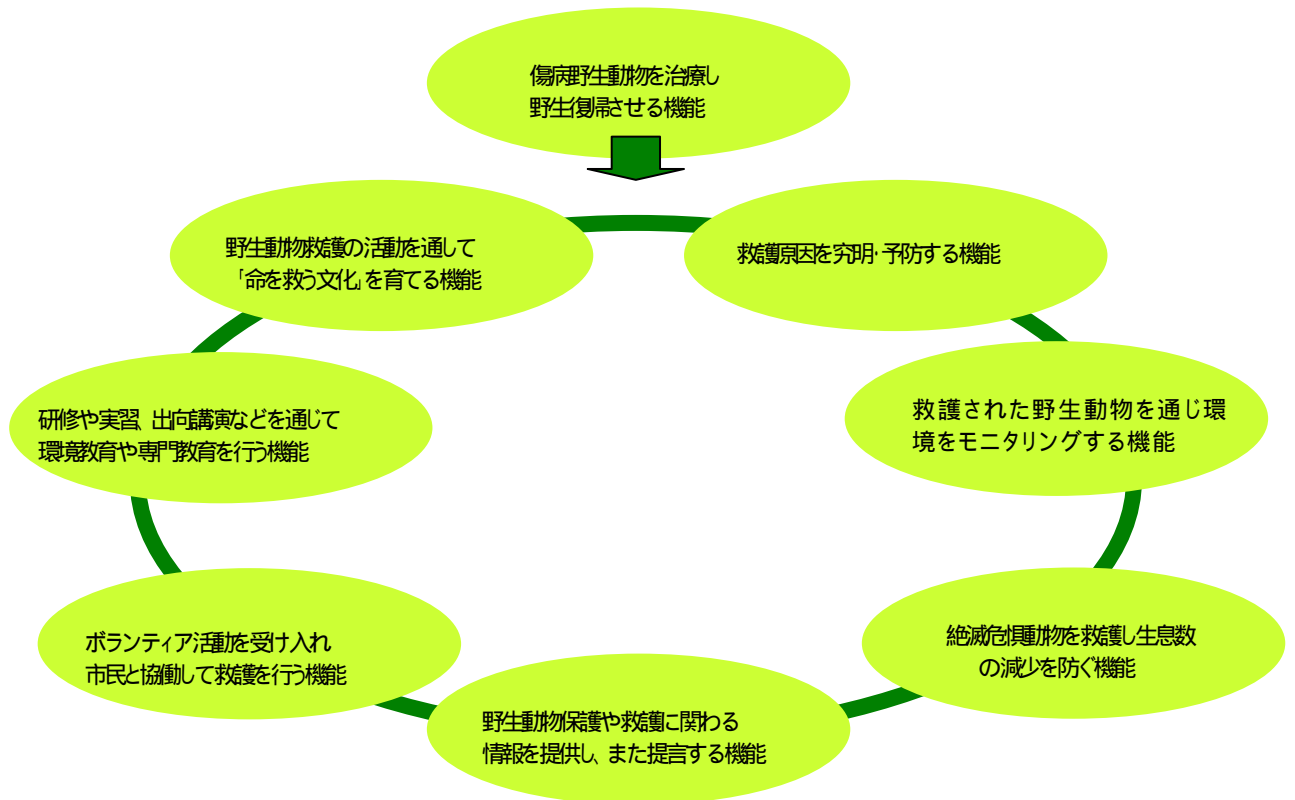
図1 福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護の3つの理念



2 救護の機能

機能については、表現上の違いはあっても、多くが「傷病野生動物を治療し、野生復帰させる活動」を通して、野生動物保護や共生社会の実現等に貢献するための役割について言及している。野生動物救護の機能はおおよそ次のようなものが考えられる(図2)。

図2 野生動物救護における8つの機能



(1) 傷病野生動物を治療し、野生復帰させる機能

救護活動がもつ本来の機能である。米国の PAWS ワイルドライフ・センターでは、「野生動物救護とは、ケガや、病気、あるいは生息地を追われた動物に治療や一時的な飼育を行い、適切な生息地に野生復帰させる活動である。」と定義している。

(2) 救護原因を究明し予防する機能

救護原因の究明は、野生動物を治療する際に必要な情報を提供するだけでなく、予防対策を立案し、環境モニタリングを行う際にも重要である。さらに、環境教育や研修に必要な科学情報を与えるなど、野生動物救護の様々な使命を実行する上でベースとなるものである。したがって、野生動物救護カルテには、救護月日や時刻、救護場所と見取り図はもとより、周辺の環境状況や救護原因などの記述が不可欠である。また、次に述べる「(3)の機能」と重複する部分もあるが、福島県鳥獣保護センターでは、交通事故や巣立ちビナの誤認保護のように、市民参加や協働によって究明できるものを対象としている。これに対して(3)の機能は化学物質や重金属、微生物のように専門機関による調査・分析が必要なものを対象としている。

(3) 環境モニタリングの機能

救護された動物や、手当ての甲斐なく命を落とした動物たちを通じて環境を監視する機能である。新・生物多様性国家戦略では、生物多様性の危

機として次の3点をあげている。第1の危機は、人間の活動や開発が、種の減少・絶滅、生態系の破壊・分断を引き起こしていること。第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが減っていくことによる影響。第3の危機は、移入動物や化学物質による影響である。このうち、第3の危機については、特に近年、DDTやPCBのような環境ホルモン様作用をもった有機塩素化合物や、ダイオキシンのような発がん性物質、タンカー事故による重油の流出、水銀や鉛、カドミウムなどの重金属、農薬や有機溶媒による土壌や地下水脈への浸透等の化学物質による環境汚染、またウイルスや細菌、寄生虫などによる感染症の蔓延や人獣共通伝染病の発生など、野生動物だけではなく、私たち人間にとっても、危険に満ちたものになっている。(参考資料4)

(4) 絶滅危惧種を救護し生息数の減少を防ぐ機能

絶滅の危機に瀕している動物では、救護して野生復帰によって個体数を維持することに努めるとともに、(2)や(3)の機能から救護原因を究明し、いち早くその原因を除去することが必要である。

(5) 命を尊び、命を救う文化を育てる機能

野生動物救護活動には、2つの視点が必要である。図2の8つの機能は、左右2つの翼に例えることができる。右側の翼である「調査研究」、「環境モニタリング」、「絶滅危惧種の保護」は、環境科学であり、そのゴールは生物多様性の保全である。一方、左側の翼である「命を救う文化」、「環境教育」、「市民参加・市民協働」は、むしろ社会科学や人文科学であり、「共生とは何か?」を考える上でなくてはならない活動である。

(6) 環境教育や研修を行う機能

環境問題や野生動物問題を解決する方法として、規制的な方法(条約や法律、保護区の設定などによって解決する方法)、経済的な方法(優遇税制や助成制度、課徴金など経済的なインセンティブにより解決する方法)、技術革新による方法(新しい科学技術の開発によって解決する方法)、環境教育による方法などがあるが、問題解決のためには科学的な知識の取得や正しい自然観、環境観の構築が不可欠であり、(2)、(3)、(4)などの活動を通じて得られた情報をもとに環境教育や専門家養成のための研修を行う機能である。

(7) ボランティア活動を受け入れと、市民と協働して救護活動を行う機能

日本では、戦後の高度経済成長期以降、行政と企業という2大セクターによって支えられ、そのため市民セクターが不成熟になり、市民との合意形成ができないばかりか、時代に対応する(問題を解決する)新しい社会システムや評価システムの構築が遅れているといわれている。野生動物救護活動においても、行政と獣医師という一部の専門家だけではなく、市民が参加・協働するためのシステムをデザインすることが必要である。さらに、今後は、野生動物救護システムの管理主体としてのNPO法人も視野に入れる必要があるだろう。

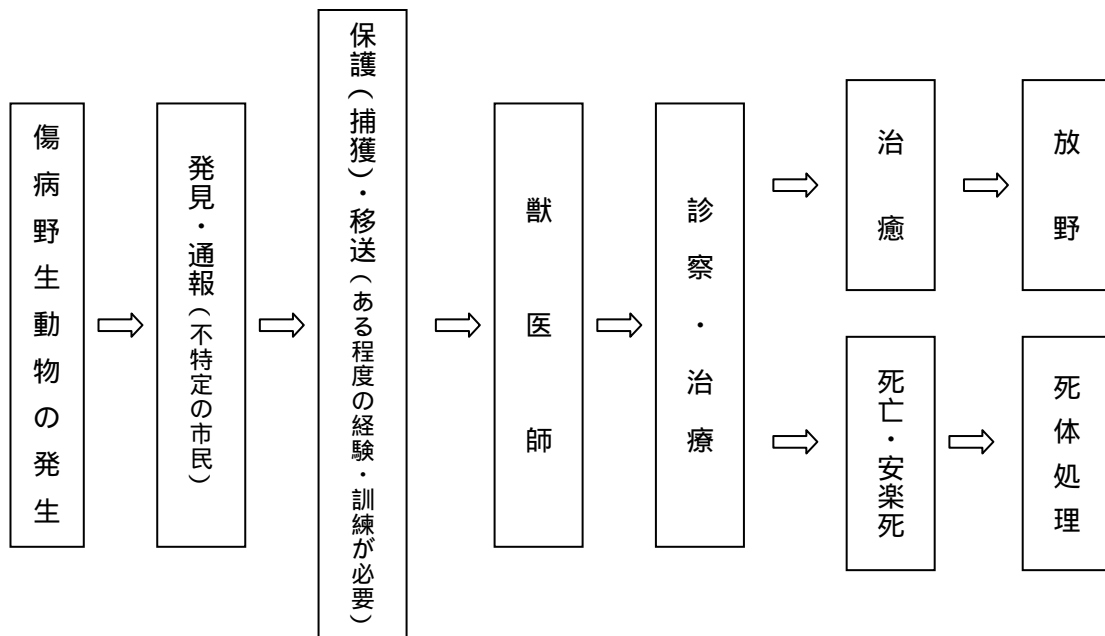
(8) 野生動物保護や救護に関わる政策を提言する機能

野生動物救護活動の最終目標は、野生動物救護を必要としない環境共生型社会の構築であろう。そのために必要な政策を提言する機能である。

3 現状と課題

図3に、最もシンプルな野生動物救護のフローを示す。通常、ボランティアとして獣医師が関与するのは、このフローの右側(後半)の部分である。このフローで、獣医師が救急救命処置や一時的な治療にのみ関与する場合、野生動物のハンドリング、診断や治療技術、検査データや飼育管理に関わる情報、検疫や感染防御などの点が問題となるが、これらは研修会の開催やマニュアルの整備である程度対応可能である。ところが、入院加療が長期に及ぶ場合は、収容施設や野生復帰訓練施設が必要になる。また野生復帰不能動物への対応、死体の処理方法、さらに野生復帰の判定基準、放鳥獣を誰が行うかなどの問題も加わってくる。特に鳥獣保護センターのような施設とリンクしていないボランティア救護システムでは、獣医師の負担はかなり大きなものになるはずである。

図3 最もシンプルな野生動物救護フロー



そこで、獣医師の負担を軽減するための方策として、ボランティアや愛鳥モデル校などへの飼育委託という方法もとられているが、いずれにしてもクマやカモシカなどの大型獣、あるいは猛禽類のように、動物種によっては市民が世話をするうえで限界があるのは当然であろう。一方、救護フローの左側(前半)の部分については、役割分担としては行政が担うところであるが、救護に関しては都道府県の出先機関や市町村などが対応することが多く、担

当者が専門職員でないという点、さらに休日や夜間の対応などが問題になる。

この救護フローは、前項で述べた「傷病野生動物を治療し、野生復帰させる機能」に関わるものである。実際問題として、システムの機能を単一にして、「救護フロー」に沿って事業をスタートしたとしても、システムが稼働しているうちにさまざまな問題に直面するようになる。たとえば、地方獣医師会の公益事業として野生動物救護に取り組む場合、本来の公益活動とのバランスの問題は当然考慮されるべきである。そこで、年間に引き受けることのできる頭羽数や動物種、あるいは長期入院や往診の可否など、ボランティア登録をする時にあらかじめキャパシティを決めておくことになる。ところが、野生動物救護に対する市民の関心やニーズが、この数年とくに大きな高まりを見せており、救護活動を行っているうちに単純に救護頭羽数が増加するだけではなく、市民による傷病野生動物の直接搬入数が増加し、待ったなしの対応を迫られたり、さらには夜間や休日にも対応せざるを得ないケースが増えてくるようになる。そのため、獣医師会の会員の中には、増加する救護頭羽数に対して危機感をもつと同時に、際限のない活動に不安を抱くものもあろう。

このような場合、2つの点を考慮する必要がある。まず、公益活動を持続させるためには、その活動の意義や成果を会員だけではなく、一般の市民など、より多くの人たちと共有することで活動のモチベーションを維持することである。二つ目に、獣医師のなかで、社会的な使命感の強い人ほど、治療や野生復帰だけではなく、救護原因の究明や環境モニタリング、環境教育、市民参加のデザインなどの必要性を感じるようになることが多い。特に子供たちに対して環境教育を行いたいという意見や要望は多く見られるところである。ところが、このような使命を実行に移す場合は、獣医師だけではかなりの負担を伴うことになるし、また行政に要望してもすぐに対応することは不可能に近い状況がある。

ここで考えなければならないことは、救護頭羽数など活動の規模が大きくなったり、あるいは新たな機能の付加が必要になった場合、それに対応するシステムをデザインし、また管理運営(マネージメント)が必要になるという点と、ネットワーク構築の必要が生じてくるということである。

4 救護システムの運営とネットワーク

図4は、日本における野生動物救護システムの管理運営のタイプである。タイプ1の公設公営型は、鳥獣保護センターとして行政が直接運営する形であり、獣医師の身分は基本的に公務員であり安定している反面、多くの場合が家畜保健衛生所職員の兼務であったり、異動によって専門性を維持しにくいという面もある。

図4 管理運営のタイプ

1. 公設公営型（行政直営タイプ）
2. 公設民営型
 - 外郭団体委託型
 - NPO 委託型
3. ソフトウェア民間委託型
4. 民間主導 + 行政パートナー型
5. 民設民営型
6. 大学設置型

さらに、今後は救護のもつ機能として、狭義の救護活動のみならず、環境科学的な、あるいは環境教育的な役割が求められつつあり、直営施設における縦割り行政的な対応では不十分になることが考えられる。しかし、一方で、野生動物救護活動のすべてを獣医師会あるいはボランティア獣医師が担うには、あまりにも負担が大きく、その意味でも鳥獣保護センターの存在は不可欠である。

そこで、より自由度をもちつつ、行政と民間が効果的に役割を分担するシステムとして、タイプ2の公設民営型が考えられる。

タイプ2の公設民営型(業務委託型)は、施設の管理運営を委託するタイプと、公営動物園などに救護業務を委託するタイプ(ソフトウェア型)があるが、後者では動物園そのものの設置目的や感染症防御の点、あるいは野生動物保護という目的は同じであっても、動物園の使命として絶滅危惧種の保護増殖を実施している園館が多いなど、動物園における野生動物救護活動は、社会的なニーズが定まらない限り、今後発展的に増加するとは考えられない。

一方、施設を公設し、管理を地方公共団体の外郭団体(公益法人等)あるいはNPOに委託するタイプであるが、外郭団体そのものが整理統合、廃止される傾向にあり、NPO委託型に移行する施設が増加するであろうと予測される。しかし、NPO委託の場合は、受け皿となるNPOの管理運営能力の問題が生じてくる。また、保護センターの新たな公設は、行政の財政的な問題もあり、困難を伴うと考えられるが、活動の意義や目的、使命を明確にし、また年次目標を設定して実績をあげていくことが何より必要であろう。一方、理念論や使命論だけが先行して、役割や費用の分担に関わる協議がなされないまま、「行政直営 アウトソーシング(外部委託)議論」が先行すると、行政の責任放棄にもつながりかねないという点、また野生動物救護活動の人道主義的な面ばかりが強調され過ぎたり、あるいは野生動物保護行政の中にしっかりと位置づけられないと、単に外部委託やNPO委託をしておけばよいというような、遠心的な方向に向いてしまう危険性があることも指摘しておきたい。

タイプ3は、業務委託とは言っても活動の大部分を開業獣医師のボランテ

リア活動を前提にしたものであるが、こうした活動を行う獣医師が増えれば地域別にきめ細かいサービスの提供が可能となる。しかしながら委託とはいえ、治療経費の大部分が獣医師の負担となること。また、前述のように長期に加療を必要とする場合の施設、野生復帰のための施設など、開業獣医師の個人的な善意に期待するにはおのずと限界がある。

5 将来の救護システム

(1) タイプ1+市民協働型

タイプ1の問題点を克服するための対応策のひとつが、市民により運営されるNPOとの協働である。しかし、ここでもいくつかの問題が生じる。協働により、確かに、よりきめ細かいサービスが可能になり、介護や野生復帰の質も改善され、また環境教育なども実施できるようになり、また表面的にはそこで働く獣医師やスタッフの負担は軽減されているかのように見える。ところが、日本のように市民参加が成熟しない段階では、新たな負担が生じてくる。市民参加には大きく分けて2タイプある。

一つは、個人がボランティア登録し活動する方式である。例えば、保護センターでリハビリテータのボランティア活動を受け入れるとすると、まずボランティアの養成研修、登録、ボランティア・プログラムの作成と実施というボランティア・コーディネーションの業務が、保護センターのスタッフに新たに負荷されることになる。

もうひとつのタイプは、組織化され成熟したNPOとの協働である。この場合は、NPO自らがボランティア・コーディネーション・プログラムを実施するため、その分スタッフの負担は軽減されるが、もともと、救護分野における事業や活動の公益性と収益性は著しくアンバランスであり、NPO活動を持続させるための資金調達の問題が生じてくる。

(2) NPO受託型(公設民営型)

この場合も、2タイプある。一方は行政の外郭団体が管理運営を受託する方式、他方は完全な市民団体が受託する方式である。前者の場合は、団体の性格によっては、行政直営と変わらなくなる可能性もある。ただし、行政が特定外郭団体に委託している公設施設を市民団体や民間業者に委託する方向での検討も行われており、アウトソーシングの仕方が見直される可能性が高い。ただし、この場合も、「ボランティア＝タダの労働力」という観点から、単に委託経費節減のための見直しにならないように注意する必要がある。

一方、後者の場合は、市民の税金で作った施設を市民が主体となって管理運営するという点では、理想的な形に見えるが、ここでもいくつかの問題点が生じてくる。一つは、施設の管理運営に関わる基本経費とは何かという問題と、その算定方法であり、受委託契約に際して大きな問題になる。特に市民団体が切望して設置された施設では、低めに設定される傾向にあり、いずれにしても、基本経費算定のガイドラインのようなものは、すで

に設置され、運営されている施設を見直す意味でも必要になる。二つ目は、管理運営の評価の問題である。市民が行政を評価する時代になってきたが、市民が市民の活動を評価するようになるためには、自己評価のシステムとともに、評価の基準(ミニマム・スタンダード)、外部評価システム(NPOが加盟する協議会などによる)を自ら設定することが必要である。

6 ネットワーク化された NPO による管理運営

NPO 活動を持続する上で重要なことは、活動の多様化に対する効率化と専門化、資金調達など財政基盤の整備、評価システムの構築、人材の育成と活用であるが、単独の NPO でこれらのマネジメントは難しく、これを支援する中間組織の存在が必要となる。

また、異なる専門性をもつ NPO との連携や、同じ性格の NPO 同士のネットワークも必要になる。まず、野生動物救護における連携やネットワークの要になるのは獣医師会とリハビリテータ組織(日本ではまだ存在しない)だろう。現今、獣医師会の有志によって野生動物救護への参加の意志表示や、既存の鳥獣保護センターの見直しや新設などを求める声が盛んに聞こえてくるようになってきたが、NPO の設立、行政との受委託契約、救護に関わる制度づくりからその運営、さらには活動の持続性の要件としての ~ を、獣医師の有志だけで行うことには困難がある。

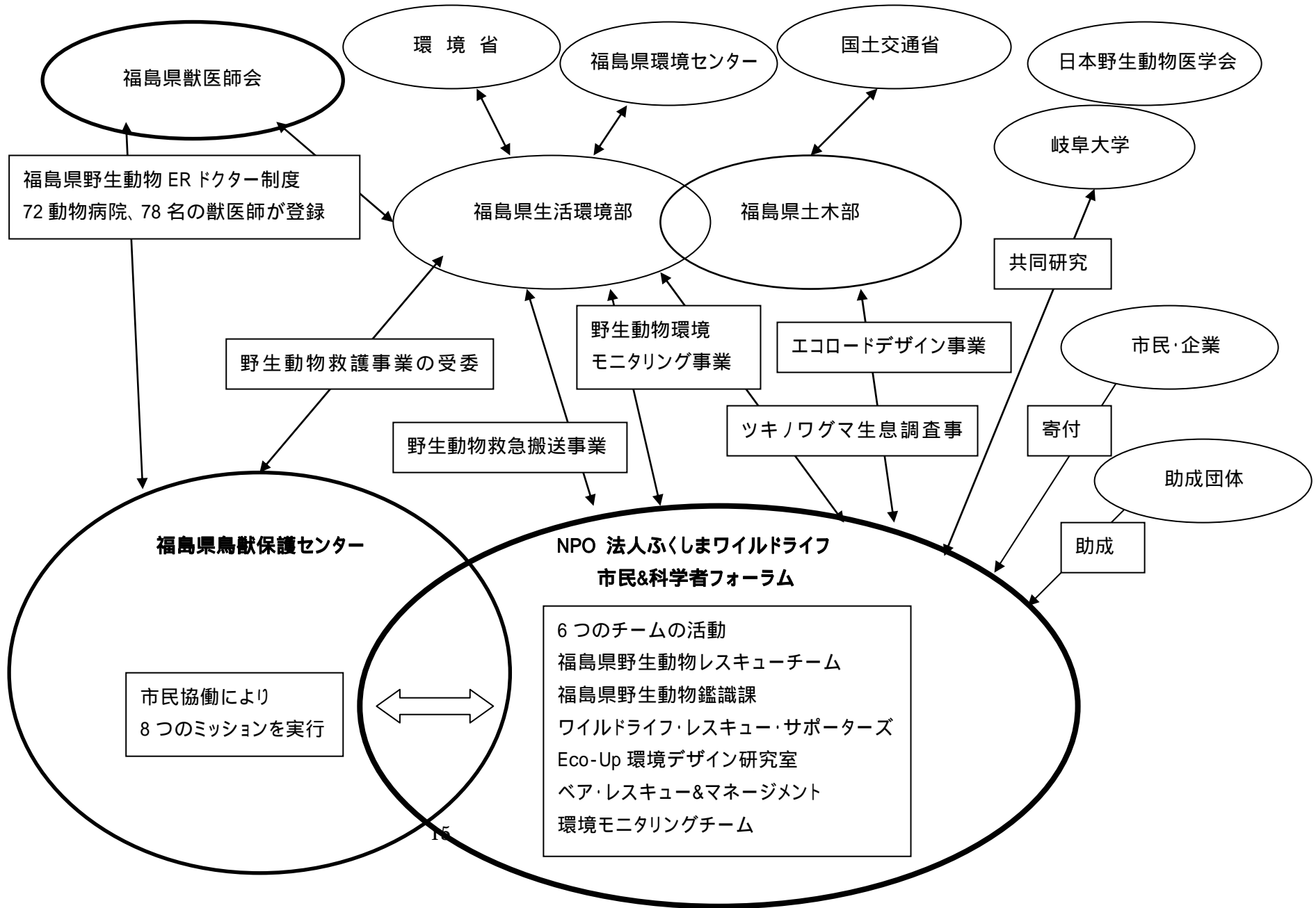
図 5 に、福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護協働ネットワークシステムの概要を示した。このうち、NPO 法人「ふくしまワイルドライフ市民&科学者フォーラム」は、環境科学的な事業を行うとともに、中間組織的な役割も担っている。

7 費用分担

費用の分担論については、マクロとミクロの視点がある。前者は、救護活動という公益活動の費用を社会がどう負担するかを考慮する必要がある。この場合、救護活動の公益的な効果がどれだけ社会に還元されるかということが問題となると同時に、その効果をどう評価するか考慮する必要がある。また、NPO に業務の一部を委託した場合と行政直営の場合の国民経済に及ぼす効果の問題がある。米国では、NPO 活動が活性化されれば雇用や消費など経済に好影響を与えるなど、NPO 活動が国民経済に及ぼす効果がすでに評価されている。さらに NPO 活動における費用対効果は、通常の直営事業の数倍であるともいわれている。このような NPO 活動のもつ経済効果は別としても、救護活動が獣医師の関与する治療や野生復帰という単一の機能だけではなく、環境教育や環境モニタリングなどさまざまな公益的な効果もあることを、とくに費用分担の面でも考慮すべきである。

費用論については、実際にはミクロの視点で算出されることが多い。この場合にも、公設民営型とソフトウェアのみの民間委託型では費用の積算が異なってくる。

図5 市民協働による福島県野生動物救護ネットワークシステム



前者では施設の管理運営費という形で積算されるが、これまでの受委託の形態が行政対行政(例えば県と市町村)あるいは対外郭団体という形であり、もともと人件費は別枠で確保されている団体同士の契約であるため、この方式が、そのまま NPO あるいは民間の受委託契約に持ち込まれることのないようにすべきである。

8 環境教育

(1) 環境教育の必要性

1970年の米国環境教育法の制定以来、環境問題における初めての国際会議であるストックホルム国連人間環境会議(1972年)における「環境問題は人類の生存にかかわる重大な共通課題である」という認識と環境教育の理念の提示、さらに環境教育のねらいを明確にしたベオグラード憲章(1975年)の採択と、大規模かつ深刻な環境問題が明らかになるにつれて、一方で環境教育の必要性が叫ばれ、現在に至っている。ある意味では、人間が活動する限り、そこには必ず環境問題が発生する訳であり、人間と環境とのかわりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活や責任ある行動をとることが求められている。

一方、環境問題については、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少、砂漠化などいくつかのカテゴリーに分類されているが、そのうち野生動物問題も緊要な環境問題のひとつとして取り上げられている。野生動物救護分野においても、当然のこと、環境教育は必要不可欠な活動と考えられている。ところが、野生動物救護を題材にした環境教育プログラム論やその担い手論については、救護活動の中心的な役割を演じるべき獣医師の側から提示されていないのが現状である。

(2) 野生動物救護と環境教育

野生動物救護の活動は、まず「傷ついた動物を救う」という活動そのものが一般にイメージしやすいという点もあるが、さらに救護活動を通して得られたさまざまな情報は、環境教育の素材として非常に重要なメッセージを含んでいる。というのも、傷病野生動物を通して野生動物がおかれている現状や環境を知ることができるだけでなく、私たち人間が野生動物や自然環境と具体的にどう関わるべきかという問題を考える上で非常に分かりやすい素材を提供してくれるからである。自然保護や環境問題というテーマが大きすぎて、自分たちで解決できないというあきらめを感じたり、また「専門家や行政に任せれば全て効率的、効果的に片付く」という社会的分業の風潮がまだ続いており、その結果「社会が変わらないと、自分たちも変わらない」という気持ちがまだ根底に残っているように感じられる。そういう意味でも、環境教育においては、問題解決のために参加したり、また行動したりできるようにするため、自分たちが参画できる問題として捉え、日常生活のなかで解決の道を考えることのできるような題材を含むことが大切である。その点救護活動は、一つ一つの命を見つめ、

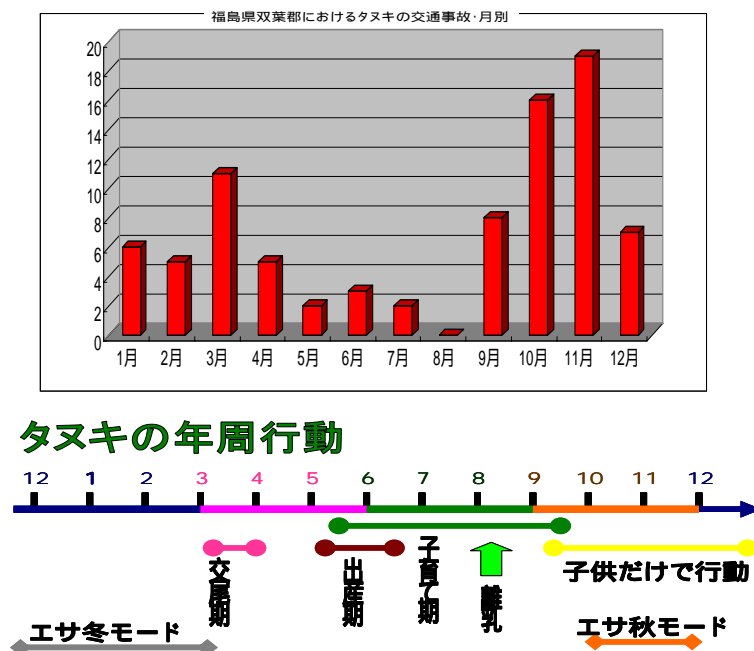
救う活動であるから、個別的で、しかも具体的である。

例えば、交通事故に遭ったタヌキを題材にして調べてみると、そのタヌキの年齢や性別、事故が起こった季節や時間、道路の構造や交通量、周辺の環境などさまざまなファクターが要因となり、タヌキが道路に出てきて、結果的に自動車に轢かれて事故に至ったということが見えてくる。図6は、福島県双葉地方で4年間に起こったタヌキの交通事故の月別発生状況である。3月に小ピーク、10～11月に大ピークがある。

これらの交通事故発生状況とをタヌキの年周行動を比較してみると、3月のピークは繁殖期、また10～11月の大ピークは親離れの行動と深く関わっているようである。さらに、道路の構造との関係で見ると、カーブの状況、幅員、舗装、ノリ面の構造と植生、歩道段差、側溝、よう壁、フェンス、外灯、トンネルの出入り口、小動物などの轢死体による誘引の有無などがとくに要因となる。このように、事故原因を調べていくうちに、タヌキの交通事故は偶然起こるものではなく、かなり必然性を含んでいることが分かってくる。勿論、交通量や速度、運転者の意識の問題も大きく関わっている。

事故現場の周辺環境に目をやると、開発によって住宅地が作られる一方で、雑木林や里山が放置され、タヌキの生息地が荒廃していく現状を観察することもできるだろう。福島県鳥獣保護センターでは、NPOの協力によって「福島県自然警察鑑識課」が活動し、救護現場で現場検証を行っており、ここから得られたデータは環境教育の素材として非常に有用である。また、救護時に写真を撮影しておけば、それはさらにリアリティのある教育素材となる。野生復帰時の写真は、命を大切にする教育の素材として最適なものになるはずである。

図6 福島県双葉郡におけるタヌキの交通事故月別発生頻度

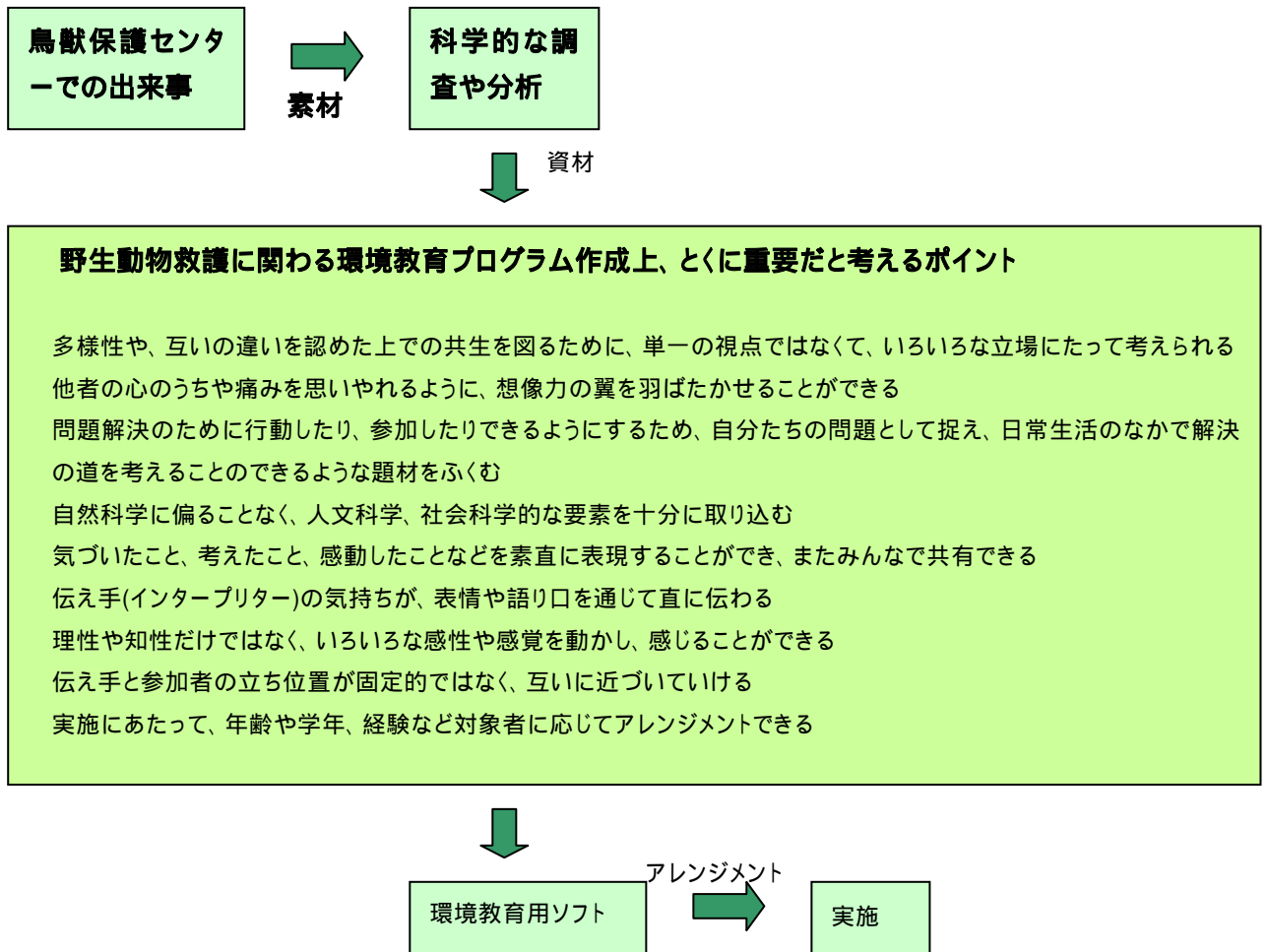


以上は、救護活動から得られたさまざまなデータを環境教育素材として活用する方法について述べたものであるが、傷病野生動物そのものを教育素材として展示できないかという考え方もあるかもしれない。特に、野生動物救護で必ず議論となるのが、野生復帰できない動物の問題である。その答えとして、野生動物だから積極的に安楽死を選択すべきであるという考えもあるだろうし、収容施設の問題などでやむなく安楽死を選択させるを得ないという考えもある。あるいは、永續飼育すべきであるという考えもある。野生動物救護は、野生という部分での環境倫理的な側面と、一つ一つの命を救うという面での生命倫理的な側面をもっている。いずれにしても、この問題に関しては、一部の専門家だけで結論を出すべきではない。市民なども入れて問題点を十分に整理しつつ、納得のいくまで議論を重ねるべきである。なぜなら、この問題こそ、「共生とは何か」を考えるための優れた環境教育の素材だからである。同じように、野生復帰できない動物を教育展示用に活用することについても、環境倫理と生命倫理の両面から慎重に検討すべきである。

(3) 教育プログラムと担い手

環境教育の立場からすれば、保護センターで起こっている一つ一つの出来事は、教育用の素材である。これを教育用資材として活用できるように、事実を分析し、整理する役割は、野生動物救護の使命で記述したように調査・研究、環境モニタリング、絶滅危惧動物保護の役割である。こうして得られた環境教育資材を活用して、環境教育プログラムが作られる。図 7 は、福島県鳥獣保護センターで環境教育プログラムを担当している NPO「ふくしまワイルドライフ・レスキュー・サポーターズ WRSS」が教育素材を環境教育プログラム化する場合の留意点である。WRSS では、ワークショップ型学習プログラムとして、前掲の自然警察鑑識課プログラム、情報提供型学習プログラムとして写真を使ったフリップや紙芝居、教育用 VTR などを作成して提供している。

図7 環境教育プログラム作成のプロセス



救護個体の取り扱いの考え方

これまで述べてきたように、野生動物救護が一義的には人道的な行為として行なわれていることから、獣医師はすべての動物種に対して適切な動物医療を施すべきである。しかし、動物種によってはその取り扱いに法的な規制があったり、また住民感情や被害などの理由で野生復帰が困難なものもある。

本章では、このような現状を踏まえて、動物種および状況に応じた取り扱いの考え方を整理した。

1 希少種

環境省は野生動物の生息状況の評価基準を国レベルにおいたレッドデータブックを、都道府県によっては都道府県レベルの地域限定のレッドデータブックを発表している。個々のレッドデータ掲載種については、環境省や都道府県のホームページで知ることができる。

希少種の手扱いは、「野生復帰を目指す事柄により不可能な場合、死体

も含めて貴重な広報用資源、遺伝資源、学術研究資源として有効に活用すること」を基本的な考えとし、具体的には以下の事項について検討する必要がある。

(1) 収容時における手続き

野生動物に関連する法律には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」、「文化財保護法」などがある。野生動物を救護するにあたっては、鳥獣保護法の捕獲許可が必要となる。また、救護個体が種の保存法の国内希少動植物種に指定されている場合や、文化財保護法の天然記念物に指定されている場合は、それぞれの法の許可手続きをとらなければならない。善意とはいえ、許可なく救護(捕獲)することは違法となるため、希少種を保護した場合には、まず、地元である都道府県の野生動物保護管理部門(の(2)参照)に連絡し、手続き上の指示を仰ぐ必要がある。

希少種の救護について、事務手続きや収容作業など具体的なことは、そのほとんどを地方自治体が担っている。環境省など国の関係機関は、トキ、ニホンイヌワシ、ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコなど種の保存法に基づくいくつかの保護増殖事業以外は、実際上の保護活動に関与していない。この現状を改め、種の保存法に掲載された希少種については、原則的に国がリーダーシップをとり救護事業を展開すべきで、各地方自治体と役割分担する必要がある。

また、これらの動物種に関する保護データの積み重ねは、種の保全を検討する際の貴重な資料になるが、残念ながら現在、系統的に統計などが取られていないため、今後の環境整備が急がれる。

(2) 若齢個体への対応

刷り込み防止など野生復帰をみすえた幼鳥、幼獣の育成をおこなう。

(3) 野生復帰が困難な個体の対応

以下のような対応が考えられる。

- ・野生鳥獣の保護・希少種の保存など自然保全のPRや教育用として活用する。たとえば、動物園等での市民への展示が考えられる。
- ・研究用に活用する。行動学、生理学、解剖学、繁殖学など動物学や獣医学の材料として活用する。
- ・飼育繁殖用に動物園などで活用する。
- ・安楽死(本章第3項参照)

(4) 死亡個体、安楽死個体の利用

以下のような利用を検討する。

- ・遺伝資源として細胞(配偶子をふくむ)保存
- ・血清を保存し、病原体や抗体価の測定に活用
- ・種、亜種、系統など分類学の検査材料に使用

2 外来種

在来の野生生物は、様々な自然条件に応じて、地域固有の生態系を形成しているが、外部からの新たな種の導入に関しては脆いといわれており、外来種による在来種の捕食、在来種との競合、交雑による遺伝子攪乱、農林水産業への影響、人の生命や身体への影響等の問題が指摘されている。

国では、平成 15 年 12 月に中央環境審議会が「移入種（外来種）対策に関する措置のあり方」をとりまとめ、平成 16 年 6 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」）が制定された。この法律は、生態系等への被害を及ぼすか及ぼす恐れのある外来種を「特定外来生物」として指定し、輸入、流通、飼育、放逐を原則禁止するものである。また、すでに国内に定着して防除対策が必要な特定外来生物については、国が防除方針を公示し、関係自治体などと協力して対策にあたることとなっている。

今後、特定外来生物の指定手続きが行われるが、指定種が救護されてきた場合には、法の手続きにしたがって取り扱う必要がある。これは救護個体といえども、野外への放逐は法によって禁止されるなど、従来の野生動物関連法とは異なる規定が含まれるからである。

なお、外来種の対策を推進してゆくためには獣医師及び獣医師会の役割が大きいことから、以下に外来種対策の基本的な考え方を示す。

(1) 野生化した外来種に関する基本的な考え方について

「生物多様性条約」においては、外来種に対する基本的な方向として、「生態系、生育地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し、又は、そのような外来種を制御し若しくは撲滅すること」としている。このことなどから、外来種の危険性や問題点等についての普及啓発を積極的に推進し、「日本の生態系から外来種を排除」する必要がある。

すでに国内に定着している外来種のうち、外来生物法で指定された種に関しては、政府による防除方法などの公示を受けて関係自治体などによる防除実施計画が定められ対策が進められることとなっている。獣医師及び獣医師会は、これらの計画策定や対策に積極的に協力することが求められる。

また、外来生物法に指定されない外来種（家畜種を含む）で地域の生態系等へ被害が発生させている種にあっては、地方自治体が主体となってその対策にあたる必要がある。この場合も同様に獣医師及び獣医師会は、適切に対応することが求められる。特に救護された個体を野生復帰させるか否かを判断するために、地域ごとに生態系等に影響を与える外来種のリストを作成するべきである。

(2) 外来種の侵入に関する現状の把握について

農業被害等の影響が確認されている外来種については、その生息情報等について概ね把握されているが、その他の外来種に関する情報は把握されていない。

このことから、地域における外来種の侵入の現状を把握し、影響が懸念される種については、調査研究やモニタリングを進め、科学的考察に基づいた適切な対策を進める必要がある。

(3) 野生動物の輸入制限について

外来種は日本の在来種に様々な影響を与えており、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっている。また、近年、野生動物が原因と考えられる新たな伝染病などが続発し「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」や「検疫法」が改正されるなど規制が強化されつつある。

幸い我が国は、これら動物が原因とされる様々な疾病については概ね清浄国である。このことから、我が国への新たな伝染病等の侵入防止が最重要課題であるとの認識に立ち、新たに導入しようとする種に関するリスク評価等に関し、ニュージーランド等で実施されている「ホワイトリスト方式」（安全が確認された外来種をリストアップし、それ以外の外来種を原則輸入禁止とする）等を参考にすることで、動物の輸入規制の強化について検討していく必要がある。

(4) 「動物の愛護及び管理に関する法律」との連携について

問題となっている外来種の多くはペット動物として飼養されている動物種が占めていることや、ワシントン条約の問題もあり、野生動物をペットとして飼養することについては基本的に禁止することを検討する必要がある。このことなどから、「動物愛護管理法」における危険動物に対する取り扱いを参考とするなどして、野生動物の飼養に関する許認可制度を創設する必要がある。

また、「動物愛護管理法」第5条においては、「動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない」とされており、飼養動物の所有者を明示させるため、マイクロチップ等の活用を図るなどして、飼い主責任を明確化し、生物多様性保全上の諸問題の未然防止を図る必要がある。

なお、言うまでもないことではあるが、外来種といえども命あることから、苦痛をもって救護された個体などへは、本法の精神に基づき対応すべきである。

3 野生復帰の基準

本項で扱う野生復帰の基準は、いわゆる一般的な種における基準とし、希少種及び外来種については、それぞれの項を参照されたい。

野生動物の救護とは、ケガや病気の野生動物を治療し、再び野生復帰させることである。そのため、救護活動をする上で、救護個体が野生復帰できるか否かは重要な事項となる。しかし、一方で、その個体が機能回復したからといって、野生復帰させて良いかどうかという問題がある。野生動物救護においては、生物多様性の保全が大原則となるためである。

こうした背景から、人道的行為と公共的観点の両面から、適正な野生復帰の基準を設ける必要性が求められる。

また、このような野生復帰の基準を設ける一方で、野生復帰させられない個体の扱いが問題となる。

したがって、各都道府県においては、野生復帰させるための基準として、以下の項目が考えられる。

ア 野生復帰可能かどうかの身体的、行動的な基準

イ 野生復帰させて良いかどうかの科学的、社会的な基準

ウ 野生復帰不能個体の取扱い

なお、野生復帰後の追跡調査は、一部を除いてほとんど実施されていないのが現状である。野生復帰個体の生存期間や生存率など、救護活動の科学的評価を行うためにも追跡調査は必要である。追跡調査体制の検討は、野生復帰における今後の重要課題の一つである。

ア 野生復帰可能かどうかの身体的、行動的な基準

救護個体が身体的及び行動的に野生復帰可能かどうかの判断は、ある程度主観的なものにならざるを得ないが、概ね以下のような点に着目し、評価する。

収容時の傷病への治療が必要なく、明らかな回復を示すこと

その動物種の性別、年齢、生息地域、季節にふさわしい体重であること

その動物種が生存するのに十分な被毛あるいは羽毛があること

その動物種が生存するのに必要な運動能力を示すこと

その動物種が生存するのに必要な警戒心を示すこと（不適切順応がない）

自力による採食行動（食物を見つけ、獲得する）を示すこと

などがあげられる。

これらの基準はあくまでも一般的なものであり、個々の事例については、その個体を十分に観察することにより総合的に判断されるべきである。その際、臨床検査において正常値を示すことも一つの判断材料となる。

また、実際の放野は、その動物種にとってふさわしい季節、天候、時間帯を考慮して行う必要がある。

イ 野生復帰の科学的、社会的な基準

野生復帰させて良いかどうかの判断は、生物多様性の保全を大原則とするべきである。

そのため、まず原則として、野生復帰は発見救護された場所で実施する必要がある。これは地域個体群によって、遺伝子に地理的特異性があることが明らかにされつつあることから、救護場所とは別の場所に野生復帰させると遺伝子攪乱の恐れがあるためである。ただし、救護場所で放野すると、再び事故に遭う可能性が高い場合などには、個体群の地理的特異性を踏まえて、遺伝子攪乱の恐れのない場所を選定して野生復帰させることも

必要である。

次に考慮することは、野生復帰の際に病原体や耐性菌を野生個体群に導入させてしまう恐れのある場合である。収容施設における人や家畜などの伝染性病原体の院内感染や治療の際の抗生物質投与による耐性菌の産出の可能性等が考えられる（共通感染症の項参照）。したがって、こうした病原体や耐性菌の導入による影響が懸念される場合には、野生復帰を制限すべきである。

また、いわゆる有害鳥獣に指定されている動物種の野生復帰については、地域社会の合意を図る必要がある。特に、野生復帰個体による被害等の恐れがある場合については、合意が得られなければ実施すべきではない。

ウ 野生復帰不能個体の取扱い

野生復帰させられないと判断された個体については、極力教育や研究に活用するように努めるべきである。例えば、鳥獣保護センターでの教育活動に復帰不能個体の飼育体験や形態観察、行動観察などを取り入れたりすることは可能である。実際に、一部の動物園では復帰不能個体を展示し、教育普及に役立てている。また、希少種の繁殖に向けた研究の一環として、近縁種の復帰不能個体を用いることも可能である。野生復帰不能個体を生涯にわたって飼育したいという希望がある場合には、飼養許可を制度化（飼養ボランティア制度等）して対応することも可能である。

しかし、これ以上治療を施しても助かる見込みがなく、しかも苦痛を伴う場合や、高度障害により野生復帰できず、適切な飼育環境下でも苦痛を伴う場合などは、安楽死を選択することも検討すべきである。参考例として安楽死の基準を以下に示す。

基準 1：獣医学的に診て、死が不可避であり、しかも死にいたるまでにかなりの苦痛を伴うと診断した場合は、獣医師の判断により安楽死を行う。

基準 2：障害が高度のため次第にQOL（生活の質）が低下し、それによってかなりの苦痛を伴うと診断した場合は、リハビリテータと獣医師が協議の上、安楽死を行う。

基準 3：動物福祉の観点から、適切な処置が行える獣医師と地域の社会的合意を得られた場合は、安楽死を行う。

なお、安楽死の実施にあたっては、命の尊厳を最重視するとともに、麻酔薬等を用いて苦痛を与えないよう最大限に配慮し、国が定める「動物の処分方法に関する指針」に沿って行うべきである。

4 人と動物の共通感染症対策

(1) 救護個体が運ばれる前の対策

ア 体内微生物叢のモニタリング

野生動物は体内に我々とは異なる微生物叢を持っている。野生生物間や野生動物と人との間で病原微生物の感染をふせぐため、野生状態にあ

る動物種がどのような微生物叢を保有しているか積極的にモニタリングしておく必要がある。そのデータ蓄積が、効果的な感染症対策をたてる際に役立つ。

たとえば、爬虫類にサルモネラ菌、水禽類に鳥インフルエンザウイルスの保有率が高いことが知られているが、研究機関等により系統的にこのようなモニタリングが行われ、その結果が一カ所に集められて関係者に公開されるシステムの構築が急がれる。

また、これらのデータをもとに、野生動物救護に携わる民間団体に研修を行い、常に最新の情報を共有することが重要である。

イ 人と動物の共通感染症に関する研修

人と動物の共通感染症（共通感染症）を防止するため一般市民、救護ボランティア、獣医師の対象別に、地方自治体の野生動物保護管理部局、大学等の研究機関、獣医師会等が、次のような対象に適したカリキュラムで普及啓発活動や研修を実施すべきである。

一般市民に対しては、傷病野生動物の発見や救護場所への運搬に携わることが想定されることから、共通感染症についての概略と傷病鳥獣に触れた後の手洗いなど基本的な衛生管理について研修を行う。救護ボランティアは一般市民にくらべ、より濃密に病原体に暴露される可能性が高い。このため、マスク、手袋、作業衣の着用と作業後のシャワーによる洗浄等により、清潔を保つことで自身の健康を守るなど具体的な衛生管理の研修を行う。

獣医師には、共通感染症の診断と治療についての研修を行う。新型肺炎、鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など共通感染症に関する状況は日々、変化しており、常に新しい情報を提供し、適切な対策をとれば恐れることはないが、軽視してはいけないという基本姿勢で対応する必要がある。

(2) 救護個体を受け入れた後の対策

救護個体は、搬入後、すみやかに一般健康検査、血液検査、外部・内部寄生虫検査、細菌検査を行うことを前提とする。さらに共通感染症対策として、

救護野生動物から

救護者が共通感染症に感染することの防止

救護施設に収容されている他の動物が感染することの防止

野生復帰により、自然界に病原体が散布されることの防止

救護動物が収容施設で共通感染症に感染しない対策

の4点に留意しつつ、具体的には以下の事項について検討する必要がある。

ア 救護施設において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に法律により4類に指定されている感染症（E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイデス

症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症及びレプトスピラ症)について、野生動物の種の感受性を考慮しながらスクリーニングする必要がある。その際の留意事項は以下のとおりである。

4類感染症のうち、野生動物のどの種について何を検査するか事前に決定しておく

スクリーニング検査の実施機関はどこか、リストとして提示する検査の費用負担についてあらかじめ検討しておく

イ 救護施設において共通感染症予防対策マニュアルを作成して行動する必要があるが、その際の留意事項は以下のとおりである。

職員の健康管理。職員は共通感染症に感染していないこと

職員は共通感染症の知識を持つ

施設は職員に共通感染症の研修の機会を与える

施設の消毒、衛生管理を徹底する

収容個体は単独隔離飼育を原則とする

救護個体の飼育管理に使う食器、飲水器の個別管理と消毒を行う

職員の衛生管理（マスク、手袋、着衣、長靴など）を行う

施設外来者と救護動物相互の感染を防止する

ウ 4類感染症の病原体を持っていることが確認された動物の救護施設における留意事項は以下のとおりである。

治療することの是非（耐性菌とも関係する）について指針を作成する

（指針作成にあたり考慮すべき事項）

- ・抗生物質の長期投与による耐性菌の発現に関する問題（オウム病、クラミジアの治療におけるテラマイの投与等）

- ・不顕性感染の症例への治療

- ・4類感染症以外の病原体への対応

治療できない場合についても指針に示す

- ・病原ウイルスがその野生動物と共存関係にあるときの対応

収容動物への感染を防止すること。治療動物を隔離し、衛生管理を徹底する

従事職員への感染を防止すること。治療や世話のために感染動物に接触する場合、衛生管理を徹底し、特に体液や汚染物などの暴露を受けないよう注意する。体調不良の職員は、感染動物との接触を禁止する

必要に応じて都道府県の家畜保健衛生所など関係行政当局に感染症発生を報告し、対応について指示を仰ぐ

エ 薬剤耐性菌への対応

MRSA等の公衆衛生上問題となる耐性菌を保有するおそれのある個体については、野生復帰にあたって十分な検査を実施するなど留意する必要がある。

オ 野生復帰へのプロセス

野生復帰前、隔離飼育による検疫

一旦、野生復帰させると、その個体が保有していた自然界に被害をもたらす恐れのある病原体を回収することは不可能であるため、野生復帰前に一定期間の検疫が必要である。とくに4類感染症に罹患している恐れのある個体は、少なくとも30日間の検疫が必要である。また、野生復帰させる個体は渡り鳥のように国境を越える可能性もあり、事前検疫は共通感染症の国際的な伝播阻止にも効果的である。

復帰予定個体の個体識別

マイクロチップ、足環、イレズミなど、復帰個体を追跡できる個体識別を講じる必要がある。

カ 死体の取り扱い

救護個体が死亡した場合、原則として病理解剖を行い、死因を究明する。死体については、地方自治体の野生動物保護管理部門と連絡をとり、博物館や大学などの研究施設での活用を図る。この際、死体といえども野生動物の移動には法的規制があることを念頭におき、必ず、前記の関係部局の指示に従う。

参考文献

- ・環境省のレッドリスト：<http://www.env.go.jp/nature/redlistS/index.html>
- ・厚生労働省(2003)：動物展示施設における人と動物の共通感染主対策ガイドライン 2003

http://idsc.nih.go.jp/jinju_hp/guideline03/index.html

- ・Woodford, M.H. (Ed.) (2000): Quarantine and Health Protocols for Wildlife prior to Translocation and Release into Wild. IUCN and OIE.
- ・SSC Re-introduction Specialist Group (1995): IUCN/SSC Guidelines for Re-Introductions. <http://www.iucn.org/themes/ssc/pubs/policy/reinte.htm>

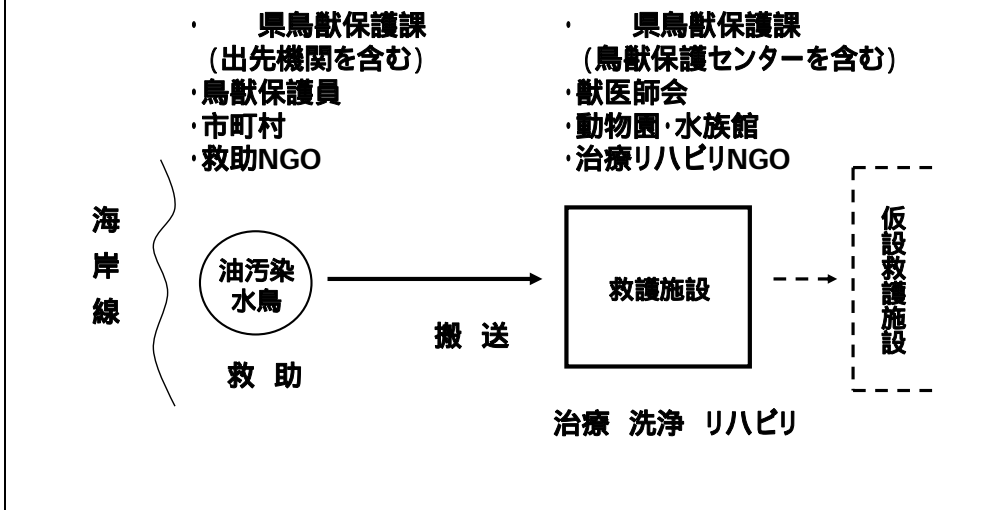
5 重油流出など大規模事故への対応

鳥獣保護法の「基本指針」においては、「油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合等には、行政機関が主導的に実施するものとし、これらに対応した救護体制の整備に努める」とされている。

そこで、重要になるのは、一時的に多数の油汚染水鳥が発生した場合の救護体制とはどのようなものである。基本的には、いわゆる平常時の野生動物救護体制に基づいて行うことになるが、日常の救護体制では十分対応できない事項があることをまずは認識しなければならない。主なものを以下に示す。

油汚染水鳥救護体制のイメージ

想定される協力機関を提示



海岸線での救助および救護施設への搬送

日常の救護では、一般市民による偶発的な救助であるが、重油流出事故の際は、積極的な救助（捕獲）が求められることから、油汚染水鳥を救助する人材が必要となる。

油汚染水鳥に対する特別な治療、洗浄、リハビリ

救護施設では、重油毒性に対する処置（人も水鳥も）、洗浄に必要な給水給湯設備、リハビリ用プールの設置が必要となる。また、こうした治療や洗浄、リハビリの技術を有する人材の確保が必要となる。

仮設救護施設の設置の必要性

既存の救護施設では、水鳥を収容しきれない場合や設備等の受け入れが困難な場合の対処法の検討が必要となる。例えば、1997年のナホトカ号重油流出事故では、福井県、石川県で救助された水鳥が、治療、洗浄後に北海道のウトナイ湖サンクチュアリネイチャーセンターに運ばれ、リハビリ、放鳥された。

大規模事故は予告なく発生することから、緊急時対応マニュアルの制定、緊急時の連絡体制の整備、民間団体等との連携強化、人材を育成する等して、平素から緊急時に備える必要がある。

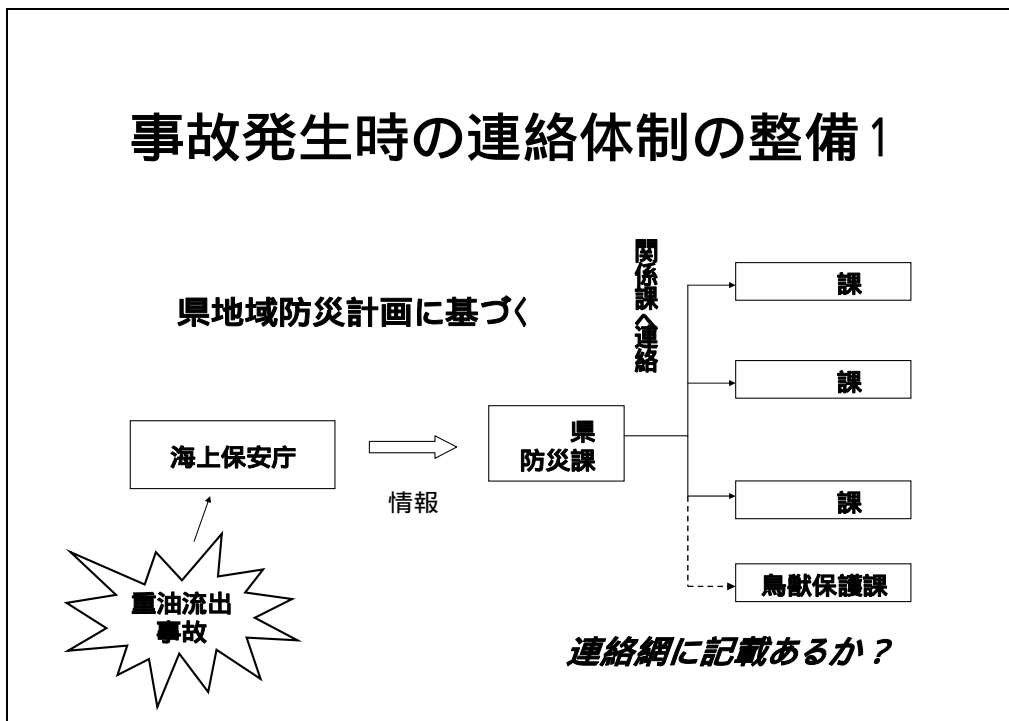
体制整備等における留意事項を以下に述べる。

(1) 緊急時対応マニュアルの制定と緊急時の連絡体制の整備

緊急時の対応措置を迅速かつ的確に実施できるよう、地域の環境要因や水鳥類等の生息情報を的確に把握し、これに基づき想定される事故に対する総合的な対策マニュアルを制定する必要がある。

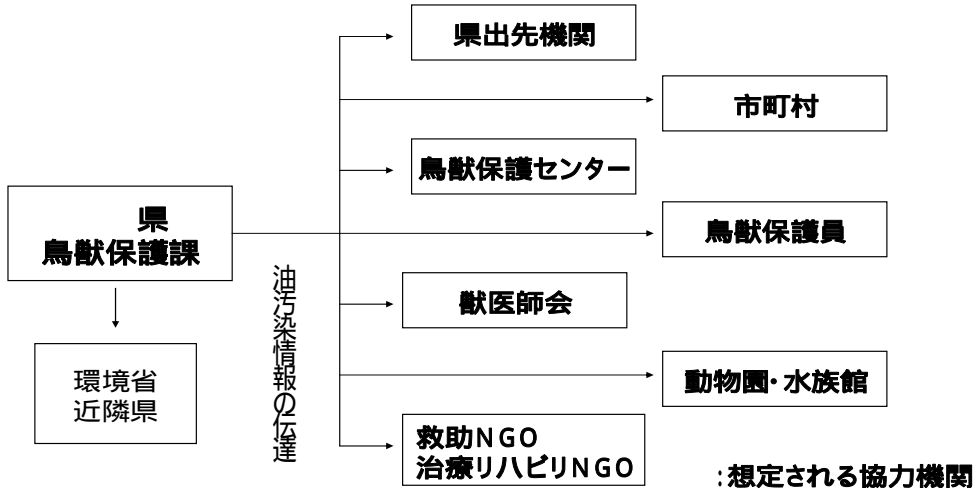
さらに、環境省、水産庁、海上保安庁など国の機関、地方公共団体、関係団体等が、緊急時に連携して迅速な対策が実施できるよう協力体制の確保に努める必要がある。

なお、都道府県が作成している地域防災計画に基づく「災害対策本部運営規程」等に、重油流出などの大規模事故や自然災害発生時の対応について予め記載し、事故等の発生時には、迅速な対策の推進が可能な体制を構築しておく必要がある。



事故発生時の連絡体制の整備2

協力機関の確保は？



(2) 人材の育成

環境省が水鳥救護研修センターで実施している救護研修には、行政担当者、動物園水族館協会、獣医師会から獣医師等が参加している。

なお、諸対策を迅速に進めるためには、積極的に担当職員を本研修に派遣するなどして必要な知識と救護技術の研鑽に努めるとともに、地域においても民間ボランティアを育成する必要がある。

(3) 民間団体等との連携の強化

1993年の苫小牧沖貨物船座礁事故や1997年のナホトカ号重油流出事故などにおいては、NGO等民間ボランティア等の活動が大きな役割を果たしたことを踏まえ、これら団体等との役割分担や連携体制を平素から構築しておく必要がある。特に、救助NGOと治療リハビリNGOに相当する民間団体との連携が重要となるが、具体的には野鳥の会や獣医師会または野生動物救護獣医師協会等があげられる。

(4) 関係資機材の整備

遅滞なく緊急時対策を進めるため、対策に必要な資機材をリスト化し、必要な資機材の備蓄やストック情報等の把握に努める必要がある。

なお、水鳥救護研修センターには救護資機材がストックされていることから、ガイドライン作成時には、同センターに救護資機材が存在することを記載する。

(5) 救護の実施と役割分担

救護の実施に当たっては、環境省の救護研修の教材（「野生動物救護獣医師協議会」作成）等を参考にし、二次汚染の防止にも配慮しながら適切

に対応する。

なお、対策を進める前に、救護活動を進めるための施設の確保、行政、獣医師会、ボランティア等の役割分担などについて決定しておく必要がある。

救護施設における役割分担例

- 行政
総括・ボランティアの登録管理
- 治療リハビリ NGO（獣医師会を含む）
水鳥の治療、洗浄、リハビリ
ボランティアへの技術指導
- ボランティア（上記 NGO の指導の下で）
流動食作り、強制給餌、ケージの清掃

(6) 報告書の作成

今後の事故発生時の参考とするため、事故及びその処理の経過、救護活動内容、対策終了後の影響調査を実施するなどして、対策を進める上での問題点、留意点などを簡潔にまとめた報告書を作成する。

特に、今後の対策に活用するため、問題点については考察も含め具体的に検討する必要がある。

6 科学的データの収集法

野生動物救護が公益的な行為という側面をもち、野生動物の保護管理施策の推進を図るためには、科学的なデータの集積が必須である。それには救護された個体から情報を一定の質で集め、分析する必要がある。

したがって、都道府県は、科学的データの収集・分析を効率的、効果的に実施できるような体制づくりを目指すべきである。さらに将来的には、国レベルとして野生動物の総合的モニタリング体制に発展するよう相互に連携・協力をすべきであろう。

(1) 実施体制（解剖，分析などの受け入れ体制）

野生動物の保護管理施策のために必要な科学的データは、救護された個体から、解剖や検査等により、直接的に得る方法がある。身体計測、年齢査定、栄養状態評価、生殖状態評価などの標本採取、また救護（死亡）原因を特定するための病理解剖、さらに共通感染症や環境汚染物質の指標としての調査分析などあげられる（参考資料 4 参照）。

しかし、こうした解剖や検査等を行うには、動物との接触が不可欠であり、共通感染症対策の観点から、これに適した施設（設備）と獣医師などを有する必要がある。また、救護された個体から得られたデータを分析、解析できる体制が要求される。

したがって、野生動物救護施設は、データ採取に必要な検査体制とデー

タ分析に必要な研究体制を備えた専門的、総合的な拠点としての機能を担う必要がある。

都道府県には鳥獣保護センターなどの救護機関が設置されており、自治体によっては、すでに一部の野生動物について解剖や検査等を業務の一環として行っているところもある。

しかしながら、鳥獣保護センターは、野生動物に関する普及啓発を主目的として設置された経緯があるため、解剖施設や獣医師などをもたないところも多い。また、いくつかの自治体では、公的施設をもたずに開業獣医師等に依頼しているところもある。このような場合には、解剖や検査等の実施の際、各自治体の家畜衛生・公衆衛生関係部局、あるいは研究所や大学等との連携を図り、データを収集することも一つの方法である。現実問題として、人や家畜の感染症対策の観点から、自治体はこれらの機関と連携した対応が求められている。

いずれにせよ、これからの野生動物救護施設は感染症対策を講じるとともに、調査研究や情報センターなどのモニタリング体制機能を備えた施設となるべきであろう。

(2) カルテの共通化

救護された個体の情報を記録するためのカルテは、すでにいくつかの自治体や鳥獣保護センターで作成され、運用されている。しかし、それぞれのカルテの記載様式が異なり、互換性がないため、広域での分析を行うことができなかった。あるいは、「内科疾患」や「外科疾患」といった獣医学的診断と救護原因が混同され、野生動物保護管理における対策に結びつかなかった。

そこで、野生動物の保護管理施策の推進を目的としたカルテ様式を作成し、少なくとも都道府県レベルではカルテの記載様式を統一し、より広域的に記載方法の共通化を図ることが必要である。また、将来的には国レベルでカルテを統一することが望まれる。

救護個体情報において、一般的に必要な項目は、救護年月日、救護地点、種名、動物の状態、救護原因、処置、転帰があげられる。これらの項目を踏まえて基本的なカルテ様式例を作成したので示す（参考資料5参照）。新たにカルテの記載方法を検討する場合には、これを参考にして拡張性のあるシステムになることを期待したい。

特に、野生動物の保護管理施策上、重要な情報は救護原因である。各動物種における救護原因を明らかにし、その要因を除去する対策が保護管理へとつながるからである。したがって、救護原因の分類は、人為的な側面を考慮することが重要となる。以下に、保護管理施策を考慮した基本的な類型と具体的な事例を示す。

救護原因の類型

交通事故

車などに接触して救護された場合。ほとんどが自動車によるものだが、列車による場合もある。

人工物による衝突、転落

人工的な建造物が原因で救護された場合。例えば、衝突は窓ガラスや電線にぶつかって救護された、転落は堰堤や水路に落ちてしまい救護されたなど。

絡まり事故（ネット、釣針釣糸等）

ネットなどが体に絡まったり、体内に入り込んでしまい救護された場合。例えば、釣糸が鳥の脚に絡まった状態で救護された、釣針を飲み込んだ状態で救護されたなど。

中毒、汚染（鉛、農薬、重油等）

有害物質を体に付着したり、体内に吸収してしまい救護された場合。例えば、鉛中毒、農薬中毒、油流出事故による重油汚染、粘着材やペンキの付着など。

伝染病、寄生虫症

伝染病や寄生虫症が主たる原因で救護された場合。例えば、疥癬症やジステンパーなど。

わな等（密猟、錯誤捕獲を含む）

トラバサミやかすみ網などの捕獲行為が原因で救護された場合。例えば、野犬対策用わなにタヌキがかかったなど。

違法飼育

捕獲許可や飼養許可を得ずに飼育していたり、救護を目的としないで飼育していた野生動物が摘発などで持込まれた場合。

誤認保護（誘拐）

巣立ちビナや幼獣を親からはぐれたものと間違えて保護してしまった場合。

動物による襲撃（犬、猫、カラス等）

人以外の動物が原因となって救護された場合。動物名が特定できると良い。

巣でのトラブル

ヒナが巣にいる期間に起きた事故により救護された場合。例えば、巣から落ちた、巣ごと落ちた、巣の撤去など。

その他

上記 ~ の中に当てはまらないが、救護原因がはっきりしている場合。具体的に明記する。例えば、台風など悪天候によりミズナギドリ類が内陸に運ばれて救護されたなど。

不明

救護者が不明であったり、適切な情報が得られないため救護原因を特定できない場合。

(3) データベース化

共通様式のカルテに記載されたデータは、コンピュータに入力されることにより活用の範囲が拡大する。すなわち、データベース化が必要である。

例えば、神奈川県では、平成6年度（1994年）からカルテ様式の統一化が図られ、現在ではすべての受け入れ施設（県立自然環境保全センター、横浜市立野毛山動物園・金沢動物園・よこはま動物園、神奈川県獣医師会・横浜市獣医師会・川崎市獣医師会所属の各動物病院）において、統一カルテを用いている。年間2,000件を超えるこれらの情報は、自然環境保全センターや各動物園でコンピュータに入力され、全県的な分析が行えるようになってきた。

この情報データベースを利用することにより、救護地点から各動物種の分布状況の把握、救護原因分析（頻度および発生時期や発生地点）による予防対策、伝染性疾患の流行予測や対策などへの応用が期待できる。

このように、各都道府県において共通様式のカルテを用いてデータベース化を行うことで、野生動物救護を野生動物の保護管理施策に反映させることが可能となる。

さらに、都道府県ごとの情報管理を一元化することにより、全国規模で救護情報が把握でき、インターネット上で必要なデータを自由に引き出すことが可能となる。

人材育成の考え方

野生動物救護活動を進めるためには、従来から存在する施設や人材だけでは不十分であり、また人材の資質の向上も必要となる。とくに、これらを統括すべき環境省および都道府県の野生動物担当者の専門的素養として、野生動物の取り扱い技術や野生動物医学的知識は不可欠であり、獣医師あるいは動物関連専門職の登用が必要である。

ここでは、あらたな野生動物救護活動を支える担い手としての獣医師およびリハビリデータの育成についての考え方を述べる（参考資料6参照）。

1 獣医師の育成

全国の獣医学系大学において、野生動物に関連する教育は多少なりとも行われるようになってきたが、専門講座を有する大学は3大学にとどまり、体系的な教育研究を進めるには不十分である。日本野生動物医学会からは野生動物医学教育の指針が示されており、関係大学は野生動物関連教育の意義を理解し、社会の要請に応えうる獣医学教育を行う必要がある。

地方獣医師会においては、野生動物対策に関する委員会を設置するとともに、獣医師に対して野生動物救護の理論、救護技術講義、臨床実習の3本柱の技術研修を行う必要がある。

また、日本獣医師会は、技術研修体制（講師の派遣を含む）の整備を支援

必要がある。さらに、野生動物救護の中心的メンバーを対象に、獣医師会が、行政・調査研究・市民団体と協働して、法律などの専門的研修を実施することにより、各地域における人材育成の拠点作りと野生動物救護システムの構築を図るとともに、各地域特性に配慮した活動を支援していく仕組みを構築する必要がある。

2 リハビリテータの育成

野生動物の救護は、たとえ善意といえども許可なく行うことはできない。これは、我が国の野生動物の大部分が許可なく捕獲されることを法で禁じており、救護することが動物の「捕獲」にあたるためである。また、捕獲後の飼育についてもほとんどの動物種で法的な許可が必要となる。

これらの背景から、民間団体や市民による野生動物救護活動を促進させるためには、こうした法的な許可を付与するための何らかの資格制度を創設することが求められる。実際に、海外ではワイルドライフ・リハビリテータなどの資格を制度化している国もある。

我が国でも、自治体によっては研修等によって救護ボランティア（獣医師含む）を認定したり、ヒナ等の飼育ボランティア制度を創設しているところもある。しかし、その多くは行政主体の救護活動に対するサポートに過ぎず、救護活動を主体的に行なうための制度とは言い難い。今後、民間団体や市民を主体とした救護活動を進めるには、一定の要件を満たした個人や団体に対し、捕獲許可および飼養許可を与えたり、希少種の保護収容に関わる諸手続きを簡素化したりできる等の資格制度を創設することが必要である。

動物救護に係る法的な許可の多くは都道府県知事が許可権者であるため、こうした資格制度は各自治体の実情に応じて制度化することが望ましい。ただし、鳥獣保護法における捕獲許可基準は、国が策定する「基本指針」で定められているため、今後、全国統一の資格制度を普及させるためには、この基本指針の改正が必要である。

以下に、資格制度のイメージを概説する。

資格の概要

- ・資格の名称： 県野生動物リハビリテータ等
- ・資格認定者：知事
- ・有資格者は、希少種を除く救護活動に必要な許可等を得ることができる（許可内容によってレベルを2つに分ける）

資格取得の要件

- ・当該都道府県に在住の成人
- ・前科等犯罪歴のないもの
- ・知事が認定した研修等の教育課程を修了したもの（研修内容は参考資料7参照）

有資格者に対する特典

- ・ 寄付等を得るための広報等に本資格を明示すること
 自宅や個人施設等における飼養やリハビリ等に係る経費を寄付等で賄うことができる。レベル1以上に適用
- ・ 飼養許可等に係る手数料の免除（条例に基づく）など
 自宅や個人施設等における飼養に伴う許可等に関して特例処置を受けることができる。とくに手続きに係る手数料は免除される。レベル1以上に適用
- ・ 総合学習など教育事業の委託など
 学校教育の一環として、生命尊重や環境教育を目的に教育委員会等より事業委託を有資格者、もしくは有資格者でつくる団体が受託することができる。有資格者は自宅や個人施設等に招いたり、学校に出向くことも可能である。レベル2以上に適用
- ・ 保護センター等の運営委託など
 保護センター等での職員求人の際に有資格者を採用条件としたり、行政が直営する鳥獣保護センター等の運營業務を有資格者、もしくは有資格者でつくる団体が受託することができる。レベル2以上に適用

野生動物救護ガイドラインの策定の指針

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）においては、第3条の規定により環境大臣が「基本指針」を、都道府県知事は、法第4条の規定により鳥獣保護事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護事業計画」という。）を定めることとされている。

この「基本指針」では、野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣や、野生復帰させることが被害等の原因となるおそれのある傷病鳥獣の取り扱いについて、学識経験者、関係行政機関及び関係団体からなる検討会においてガイドラインを作成し、適切に対処するものとしている。

このガイドラインの策定には、獣医師会の社会的使命として関与することが適当と考えられる。これらの背景をふまえて、本委員会は、野生動物の救護に関する基本的な考え方とガイドラインを策定する際の指針を以下のとおり示すこととした。

今後、このガイドラインを各都道府県で策定する際には、地域の実情も踏まえながら、本指針が活用されることを期待したい。

1 ガイドライン策定のための検討会のあり方

都道府県においては地域の状況により様々な体制で野生動物救護対策の推進が図られているが、現在の対策は、治療とその後の飼養に力点が置かれる傾向にある。しかし、野生動物救護をより意義のある活動とするためには、科学的な野生動物の保護管理活動の一環としての視点等が要求されている。

一方で、救護活動があくまでも人道的な行為から行われていることを考え

れば、安易に外来種や有害鳥獣を救護対象から外すといった安易なガイドラインを策定することは本末転倒である。

このことなどから、ガイドラインを策定するための検討会については、様々な課題に対して、地方自治体（教育委員会を含む）、地方獣医師会、臨床獣医師、獣医学系大学、動物園関係者、自然保護団体、動物福祉団体、民間ボランティア等、構成メンバーとして多方面からの参画を得るとともに、パブリックコメントを実施するなどして広く意見を聴取し、適切かつ具体的な検討を行い、地域の状況も踏まえた実効性のあるガイドラインを策定する必要がある。

2 ガイドラインに具備する事項

ここでは、都道府県が策定するガイドラインに具備すべき項目と内容の指針を示す。個別の項目に関する基本的な考え方は、前章までに示したものを参考にされたい。

(1) 活動の目的と内容

- ・ 救護活動の基本認識とゴール
- ・ ゴールを実現するための事業項目と内容
例) 救護ボランティアの育成、希少種の保護増殖、環境教育、救護原因の調査等

(2) 実施体制

- ・ 前項で掲げた事業項目ごとの実施体制を明記
- ・ 特に、行政、獣医師会、関係団体、市民など関係主体の役割を明記
- ・ また、可能な限り事業項目ごとに費用負担の方法を明記
- ・ リハビリテータを資格化する場合は、その規程などを明記

(3) 動物種別の対応方針

- ・ 種の保存法等法定種、その他の希少種、一般種、外来種など、動物種別の対応フローを明記
- ・ 特に、行政、獣医師会、関係団体、市民など関係主体の役割を明記

(4) 野生復帰と処分方法の基準

- ・ 野生復帰不能個体についての判断基準とその取り扱いについて明記
- ・ 安楽死を選択する場合には、その基準を明記

(5) データ及び標本の取り扱い基準

- ・ 個体カルテの様式と記載方法を明記
- ・ 最低限採取すべきデータ及び標本とその採取方法を明記

(6) 人と動物の共通感染症対策

- ・ 受け入れ施設、救護関係者、一般市民など、対象ごとに共通感染症対策の手法を明記
- ・ 注意すべき感染症の危機管理手法の明記
- ・ 救護個体からモニタリングすべき共通感染症の種類とモニタリング手法を明記

(7) 重油流出等大規模事故への対応指針

- ・大規模事故等の危機管理手法を明記

(8) 人材育成の方法

- ・救護に関わる獣医師の研修内容や方法を明記
- ・リハビリテータの育成に関わる研修内容や方法を明記
- ・一般市民を対象とした教育の内容や方法を明記
- ・共通感染症対策、大規模事故等へ対応可能な人材育成の方法を明記

照会・相談のための機関・団体

1 国の行政機関

環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護業務室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 中央合同庁舎 5号館

TEL : 03-3581-3351 (代表)

URL : <http://www.env.go.jp/index.html>

自然保護事務所

別紙 1

水鳥救護研修センター

〒191-0041 東京都日野市南平 2-35-2

TEL : 042-599-5050 FAX : 042-599-5051

URL : <http://www.hinocatv.ne.jp/~oiled-wb/>

E-MAIL : oiled-wb@mail.hinocatv.ne.jp

2 地方行政機関

別紙 2

3 国及び地方の行政関連機関

ウトナイ湖野生生物保護センター

〒059-1365 北海道苫小牧市字植苗 156-26

TEL : 0144-58-2231 FAX : 0144-51-8600

URL : <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kankyo-seikatu/utonai kohp/>

4 獣医師会

別紙 3

5 野生動物関係団体

(特非) 野生動物救護獣医師協会

〒190-0013 東京都立川市富士見町 1 - 23 - 16 富士パークビル 302

TEL : 042-529-1279 FAX : 042-526-2556

URL : <http://www.wrvj.org/>

(特非) どうぶつたちの病院

〒904-2201 沖縄県具志川市昆布 1275 ニューコートニ-607

TEL&FAX : 098-972-6545

URL : <http://yanbarukuina.jp>

野生動物救護研究会

〒060-0809 北海道札幌市北区北 9 条西 4 丁目エルムビル 8F エコネット
ワーク内

TEL : 011-737-7841 FAX : 011-737-9606

ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会

〒904-2235 沖縄県具志川市前原 308-4

TEL&FAX : 098-979-0002

URL : <http://homepage1.nifty.com/kunigami/Yanbaru/index.htm>

日本野生動物医学会

〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸 1-1 岐阜大学応用生物科学部獣医学科獣医
病理学講座内

TEL&FAX : 058-293-2955

URL : <http://www.jjzwm.com/>

(社) 日本動物園水族館協会

〒110-0016 東京都台東区台東 4-23-10 ヴェラハイツ御徒町 402

TEL : 03-3837-0211 FAX : 03-3837-1231

URL : <http://www.jazga.or.jp/>

(社) 北海道野生生物保護公社

〒084-0909 北海道釧路市昭和南 4-34-8

TEL&FAX : 0154-51-4741

URL:<http://www.marimo.or.jp/~wpb/Index.htm>

(財)鳥取県動物臨床医学研究所

〒682-0025 鳥取県倉吉市八屋 214-10
TEL : 0858-26-0851 FAX : 0858-26-2158
URL:<http://www.dourinken.com/>

道東野生動物保護センター

〒086-1100 北海道標津郡中標津町西中 27
TEL&FAX:01537-2-1333
URL:<http://www.aurens.or.jp/hp/animal/html/doutou.html>

野生動物ボランティアセンター

〒211-0042 神奈川県川崎市中原区下新城 2-6-36
TEL : 044-777-8243 FAX : 044-777-8368
URL:<http://homepage1.nifty.com/kawasaki-wildlife/>

(財)日本野鳥の会

〒151-0061 東京都渋谷区初台 1-47-1 小田急西新宿ビル 1F
TEL : 03-5358-3510 FAX : 03-5358-3608
URL:<http://www.wbsj.org/>

(財)日本鳥類保護連盟

〒166-0012 東京都杉並区和田 3-54-5 第10田中ビル 3F
TEL : 03-5378-5691 FAX : 03-5378-5693
URL:<http://www.ask.ne.jp/~jspb/>

環境省 自然保護事務所一覽

自然保護事務所	郵便番号	住 所	TEL	FAX	e-Mail
東北北海道地区	〒085-8639	北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階	0154-32-7500	0154-32-7575	E-HOKKAIDO@env.go.jp
西北北海道地区	〒060-0042	北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎6階	011-272-1631	011-272-1737	W-HOKKAIDO@env.go.jp
東北地区	〒980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階	022-722-2870	022-722-2872	TOHOKU@env.go.jp
北関東地区	〒321-1434	栃木県日光市本町9-5	0288-54-1076	0288-53-4154	N-KANTO@env.go.jp
南関東地区	〒250-0522	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧札場164	0460-4-8727	0460-4-9349	S-KANTO@env.go.jp
中部地区	〒390-1501	長野県南安曇郡安曇村124-7	0263-94-2024	0263-94-2651	CHUBU@env.go.jp
近畿地区	〒540-0008	大阪府大阪市中央区大手前2-1-2 国民会館・住友生命ビル1階	06-6966-0258	06-6966-0259	KINKI@env.go.jp
山陰地区	〒683-0067	鳥取県米子市東町124-16 米子地方合同庁舎	0859-34-9331	0859-34-9330	SAN-IN@env.go.jp
山陽四国地区	〒700-0984	岡山県岡山市桑田町18-28 明治生命岡山桑田町ビル1階	086-223-1577	086-224-2081	SAN-YO@env.go.jp
九州地区	〒869-2225	熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川1180	0967-34-0254	0967-34-2082	KYUSHU@env.go.jp
沖縄奄美地区	〒900-0027	沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4階	098-858-5824	098-858-5825	OKINAWA@env.go.jp

地方行政機関(都道府県野生動物保護関係部署)リスト

都道府県名・部署名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
北海道環境生活部環境室自然環境課野生生物室鳥獣保護係	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-232-6790	011-232-6790
青森県環境生活部自然保護課自然環境班	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9257	017-734-8072
岩手県環境生活部自然保護課野生生物係	020-8750	盛岡市内丸10-1	019-629-5374	019-629-5379
秋田県生活環境文化部自然保護課自然環境班	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1613	018-860-3835
宮城県環境生活部自然保護課鳥獣保護班	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2673	022-211-2693
山形県文化環境部環境政策推進室環境保護課自然環境担当	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2207	023-630-2133
福島県生活環境部環境政策課自然保護グループ野生生物チーム	960-8760	福島市杉妻町2-16	024-521-7250	
茨城県生活環境部環境政策課自然・鳥獣保護グループ	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2946	029-301-2949
栃木県林務部自然環境課自然保護担当	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3261	
群馬県環境生活部自然環境課鳥獣保護係	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2874	
埼玉県環境防災部みどり自然課鳥獣保護担当	336-8501	浦和市高砂3-15-1	048-830-3154	048-830-4775
環境局自然環境部計画課鳥獣保護担当	160-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3504	03-5388-1466
千葉県環境生活部自然保護課鳥獣管理対策室	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2058	
神奈川県環境農政部緑政課野生生物班	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-4319	045-210-8848
新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係	950-8570	新潟市新光町4-1	025-280-5152	025-280-5166
富山県生活環境部自然保護課野生生物係	930-8501	富山市新総曲輪1-7	0764-44-3397	0764-44-4430
石川県環境安全部自然保護課鳥獣係	920-8580	金沢市広坂2-1-1	076-223-9172	076-223-9497
福井県福祉環境部自然保護課自然環境保全グループ	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0306	0776-20-0635
長野県林務部森林保全課森林鳥獣保護係	380-8570	長野市大字南長野市巾下692-2	026-235-7270	026-234-0330
山梨県森林環境部みどり自然課自然保護担当	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1520	055-223-1559
岐阜県健康福祉環境部環境局自然環境森林課鳥獣保護係	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111	
静岡県環境部環境共生総室自然保護室野生生物係	420-8601	静岡市追手町9-6	054-221-2719	054-221-3665
愛知県環境部自然環境課自然環境グループ	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111	
三重県環境部自然環境課自然・野生生物グループ	514-8570	津市広明町13	059-224-2815	059-224-3179
滋賀県琵琶湖環境部自然保護課野生生物担当	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3481	077-528-4846
京都府農林水産部農林保全課緑化推進係	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入敷の丸町	075-414-5026	075-414-5010
兵庫県農林水産部農林水産局	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711	
大阪府環境農林水産部緑整備室緑推進課	540-8570	大阪府中央区大手前2	06-6944-6747	06-6944-6749
奈良県農林部森林保全課鳥獣保護係	630-8501	奈良市登大路町30番地	0742-22-1101	0742-23-8000
和歌山県環境生活部環境生活総務課自然公園班	640-8585	和歌山市小松原通1-1	0734-41-2779	073-433-3590
鳥取県農林水産部森林保全課造林保護係	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7305	0857-26-7308
島根県農林水産部農林整備課保護猟政係	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5160	0852-22-6549
岡山県生活環境部自然保護課緑化鳥獣係	700-8570	岡山市内山下2-4-6	086-226-7310	086-224-7572
広島県環境創造総室自然環境保全室野生生物グループ	730-8511	広島市中区基町10-52	082-511-6705	082-227-4815
山口県環境生活部自然保護課野生生物係	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3055	083-933-3069
愛媛県県民環境部自然保護課野生生物係	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-934-1461	
高知県森林局森林政策課鳥獣保護班	780-8570	高知市丸の内1-7-52	088-821-4574	088-821-4576

香川県生活環境部環境局環境土地政策課	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3212	087-834-9605
徳島県県民環境部環境局循環型社会推進課自然共生室自然ふれあい担当	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2262	088-621-2845
福岡県水産林務部緑化推進課保護係	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3550	092-643-3541
佐賀県環境生活局環境課自然保護係	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7080	
長崎県県民生活環境部自然保護課野生生物班	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-826-6715	095-820-7647
熊本県環境生活部自然保護課野生鳥獣班	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-383-1834	096-384-5135
大分県林業水産部森林保全課環境保護係	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-1111	
宮崎県生活環境部生活環境課自然保護係	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7291	0985-20-2221
鹿児島県環境生活部環境保護課野生生物係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2546	
沖縄県文化環境部自然保護課野生生物係	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2243	098-866-2240

獣医師会リスト

会 員 名	〒	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(社) 北海道獣医師会	063-0804	札幌市西区二十四軒4条5丁目9-3 獣医師会館	011-642-4826	011-642-4642
(社) 青森県獣医師会	030-0813	青森市松原2-8-2 青森県獣医師会館内	017-722-5989	017-722-6010
(社) 岩手県獣医師会	020-0021	盛岡市中央通3-7-24 獣医師会館	019-651-0310	019-651-0311
(社) 宮城県獣医師会	983-0832	仙台市宮城野区安養寺3-7-2	022-297-1735	022-297-1737
(社) 秋田県獣医師会	010-0001	秋田市中通6-7-9 畜産会館内	018-832-2216	018-832-2274
(社) 山形県獣医師会	990-2454	山形市柳原19番地の1 ヤマラク会館2F	023-645-5223	023-647-3889
(社) 福島県獣医師会	960-8043	福島市中町6-31 福島県農業共済会館内	024-522-3921	024-522-3922
(社) 仙台市獣医師会	983-0034	仙台市宮城野区扇町6-3-3	022-387-5225	022-387-5257
(社) 茨城県獣医師会	310-0851	水戸市千波町1234-20	029-241-6242	029-241-6249
(社) 栃木県獣医師会	320-0032	宇都宮市昭和3-1-17	028-622-7793	028-621-9660
(社) 群馬県獣医師会	370-0002	高崎市日高町965-1	027-361-9241	027-363-1681
(社) 埼玉県獣医師会	330-0835	さいたま市大宮区北袋町1-340 埼玉県農業共済会館3階	048-645-1906	048-648-1865
(社) 千葉県獣医師会	260-0021	千葉市中央区新宿2-9-7 結城野ビル1階	043-242-1047	043-248-1447
(社) 神奈川県獣医師会	235-0007	横浜市磯子区西町14-3 畜産センター内	045-751-5156	045-751-5893
(社) 山梨県獣医師会	400-0858	甲府市相生2-15-12	055-226-3505	055-226-3942
(社) 横浜市獣医師会	235-0007	横浜市磯子区西町14-3 畜産センター内	045-751-5032	045-752-1014
(社) 川崎市獣医師会	211-0067	川崎市中原区今井上町34 和田ビル3階	044-733-7313	044-733-7314
(社) 東京都獣医師会	107-0062	港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階	03-3475-1701	03-3405-0150
(社) 新潟県獣医師会	950-0965	新潟市新光町15-2 新潟県公社総合ビル	025-284-9298	025-281-1368
(社) 富山県獣医師会	930-0901	富山市手屋3丁目10番15号 県獣医畜産会館1階	076-451-0120	076-451-0171
(社) 石川県獣医師会	920-3101	金沢市才田町戊324-2 石川県南部家畜保健衛生所内	076-257-1400	076-257-1404
(社) 福井県獣医師会	910-0005	福井市大手2-9-10 電気ビル1階	0776-28-1244	0776-28-1255
(社) 長野県獣医師会	380-0936	長野市大字中御所字岡田30 長野県獣医師会館	026-226-7749	026-226-0643
(社) 岐阜県獣医師会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 福祉農業会館内	058-273-1111	058-275-1843
(社) 静岡県獣医師会	420-0838	静岡市相生町14-26-3 県獣医畜産会館	054-251-6035	054-254-4980
(社) 愛知県獣医師会	460-0002	名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2・901号	052-961-3435	052-951-2134
(社) 名古屋市獣医師会	460-0011	名古屋市中区大須4-12-21 獣医師会館	052-263-0700	052-264-9381
(社) 三重県獣医師会	514-0003	津市桜橋2-134 三重県桜橋会館2階	059-226-3215	059-226-3216
(社) 滋賀県獣医師会	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター	077-526-1966	077-528-2097
(社) 京都府獣医師会	600-8881	京都市下京区西七条掛越町65 京都獣医畜産会館内	075-313-4728	075-313-4729
(社) 大阪府獣医師会	540-0007	大阪市中央区馬場町3-35 大阪府農林会館内	06-6941-4514	06-6941-4620
(社) 兵庫県獣医師会	650-0004	神戸市中央区中山手通7-28-33 県立産業会館内	078-361-8153	078-361-6646
(社) 奈良県獣医師会	630-8301	奈良市高畑町1116-6 農業振興会館内	0742-27-5653	0742-20-5650
(社) 和歌山県獣医師会	640-8268	和歌山市広道20番地 第1田中ビル	073-436-4529	073-436-1295
(社) 京都市獣医師会	600-8881	京都市下京区西七条掛越町65 京都獣医畜産会館内	075-314-5707	075-314-1655
(社) 大阪市獣医師会	540-0027	大阪市中央区鑪屋町1-2-7	06-6910-6725	06-6910-6726
(社) 神戸市獣医師会	651-0083	神戸市中央区浜辺通4-1-23 三宮ベンチャービル525号	078-231-1675	078-272-2180
(社) 鳥取県獣医師会	680-0061	鳥取市立川町6-176 鳥取県東部総合事務所4階	0857-24-2935	0857-24-2936
(社) 島根県獣医師会	690-0887	松江市殿町105 県農業共済連内	0852-24-2914	0852-24-2925
(社) 岡山県獣医師会	700-0973	岡山市下中野350-103 獣医師会館	086-243-1879	086-241-8543
(社) 広島県獣医師会	734-0034	広島市南区丹那町4-2 県獣医畜産会館内	082-251-6401	082-255-3424
(社) 山口県獣医師会	754-0002	吉敷郡小郡町大字下郷東敷敷1080-3 獣医師会館	083-972-1174	083-972-1554
(社) 徳島県獣医師会	770-0063	徳島市不動本町2-140-3	088-632-9447	088-633-8304
(社) 香川県獣医師会	769-0103	綾歌郡国分寺町福家甲3871-3	087-874-1877	087-870-6380
(社) 愛媛県獣医師会	790-0003	松山市三番町5-8-15 エヒメコープビル1階	089-948-5367	089-948-5359
(社) 高知県獣医師会	780-0833	高知市南はりまや町1丁目16-22	088-885-7002	088-885-7003
(社) 福岡県獣医師会	810-0042	福岡市中央区赤坂1-4-29	092-751-4749	092-751-4751
(社) 佐賀県獣医師会	840-0814	佐賀市成章町2-16 婦人会館内	0952-23-7885	0952-23-8625
(社) 長崎県獣医師会	854-0063	諫早市貝津町3031	0957-26-3678	0957-26-3622
(社) 熊本県獣医師会	861-2101	熊本市桜木6-3-54 熊本県畜産会館	096-369-7807	096-369-7837
(社) 大分県獣医師会	870-0901	大分市西新地1-2-29	097-555-9527	097-555-9528
(社) 宮崎県獣医師会	880-0806	宮崎市広島1-13-10 畜産会館内	0985-24-7532	0985-24-5995
(社) 鹿児島県獣医師会	890-0065	鹿児島市郡元3-3-32 獣医師会館	099-252-6128	099-250-4004
(社) 沖縄県獣医師会	900-0024	那覇市古波蔵112 沖縄県家畜衛生試験場内	098-853-8001	098-833-6065
(社) 北九州市獣医師会	802-0034	北九州市小倉北区須賀町14-5	093-522-1054	093-522-0925
(社) 日本獣医師会	107-0062	東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館23階	03-3475-1601	03-3475-1604

日本獣医師会野生動物委員会委員

- 委員長 羽山 伸一 日本獣医畜産大学獣医学部助教授
- 副委員長 成島 悦雄 東京都多摩動物公園飼育課課長補佐兼飼育調整係長
- 杉谷 篤志 社団法人福岡県獣医師会副会長
- 長嶺 隆 社団法人沖縄県獣医師会会員・ながみねどうぶつクリニック
- 溝口 俊夫 財団法人福島県鳥獣保護センター長
- 皆川 康雄 野生動物救護獣医師協会事務局長
- 森田 謙一 厚生労働省北海道厚生局健康福祉部食品衛生課長

参考資料

1 野生動物救護に係る法令等

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）抜粋

第 3 条 環境大臣は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第 4 条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護事業計画」という。）を定めるものとする。

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 14 年 12 月 27 日環境省告示第 86 号）抜粋

第 8 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

2 傷病鳥獣の保護収容

鳥獣の保護思想についての普及啓発及び鳥獣の保護に資するため、傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の保護事業の効果的な実施に努めるものとする。

傷病鳥獣の保護の実施に当たっては、効果的かつ機動的に救護を行うため、鳥獣保護センター等を中心として、地元の獣医師団体、自然保護団体等とも連携を図ることとし、また、救護に携わるボランティアの位置付けを明確にすること等により、民間による積極的な取組を推進するものとする。

油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合や保護が特に必要と認められる種（都道府県において、絶滅のおそれがあり、又は、これに準ずるものとされている種）の保護については行政機関が主導的に実施するものとし、これらに対応した救護体制の整備に努めるものとする。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことがないように、都道府県民に対し周知徹底を図るものとする。

野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣や、野生復帰させることが被

害等の原因となるおそれのある傷病鳥獣の取扱いについては、学識関係者、関係行政機関及び関係団体からなる検討会においてガイドラインを作成し、適切に対処するものとする。

また、野生鳥獣の保護管理に関する必要な情報を傷病鳥獣から収集し、全国的に情報を活用できるよう、情報収集項目の標準化等の体制の整備に努めるものとする。

第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣に関する各種調査研究及び保護管理の拠点とすることを目的として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をするなど鳥獣保護事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。

鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに、各種調査研究や野生鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。

2 野生動物対策の推進について（報告）

平成15年5月6日
日本獣医師会野生動物対策委員会

野生動物対策の推進について(報告)

・多発する野生動物問題と獣医師のかかわり

近年における、種々の生産活動や社会環境の変化に伴い、人と野生動物の関係が大きく変貌を遂げる中で、多くの野生動物が絶滅に瀕し、また傷ついたり、親とはぐれて救護される野生動物が急増している。一方で、野生動物と人間との軋轢も各地で多発し、適切な被害対策が求められている。こうした野生動物の保護管理や救護の現場には、獣医師が大きく関わるべきであるが、わが国ではこれらの関連分野における研究・教育基盤は脆弱である。

また、野生動物をめぐる諸問題が全国で多発し、社会問題化している中で、このような問題の解決には、関係行政機関における野生動物専門家の存在と科学的調査が欠かせない。しかし、人材や財源の確保がほとんど行われておらず、動物医療の専門家としての獣医師がこの分野に関与することはまれであった。

これらの諸問題の原因は、急激な自然開発によって人の活動領域と野生動物の活動領域が接近したこと、経済活動のグローバル化によって人や物の広範、迅速な移動が行われていること等が挙げられる。このような変化は、一方で、われわれ獣医師と関係の深いエボラ出血熱やウエストナイル熱などの人と動物の共通感染症の出現、拡大の原因となっており、その対策として検疫体制の強化や侵入後の適切な対応が求められているが、これらの問題においても、野生動物に係る関連対策は益々重要になってきている。さらに、野生動物における鉛中毒や内分泌攪乱物質（いわゆる環境ホルモン）の蓄積等は、人の生活環境と密接に関わる重大な問題として社会の関心を集めている。

このような野生動物問題に係る課題については、動物医療の専門家としての獣医師が深く関わるべきものであるが、その取り組みは十分とはいえず、積極的な対応が求められている。また、動物医療に関する国家ライセンスを有する獣医師の能力は、高く評価されるべきであり、これらの問題解決の一翼を担うことが期待されており、その期待に応えることが獣医師の社会的責務でもある。

・野生動物に関わる施策の現況と今後の展開の方向

従来野生動物に関わる施策の推進は、人間社会にとっての有益性や有害性

を基準とすることが多かった。しかし、1992年の地球サミットで生物多様性条約が締結されて以降、あらゆる生物の存在に価値を認め、また生態系を保全するために人間活動を適正化することが求められるようになった。

1993年に「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（いわゆる種の保存法）」が施行され、種の絶滅回避が社会的責務となった。さらに、1999年の鳥獣保護法改正（後述）に先立つ自然環境保全審議会（当時）答申で、人と野生動物の関係を適正化するために、あらゆる施策に科学性、計画性を付与することが求められた。

また、2000年の省庁再編により、動物愛護行政が環境省自然環境局に移管され、飼育動物から野生動物までを自然保護行政が所管することとなったが、とくに、深刻化しつつある移入種問題では、その原因の多くは飼育動物が野生化することにあると考えられるため、適正な飼育動物の取り扱いと野生化した飼育動物への対策が一元的に実行できると期待されている。

これらの野生動物に関わる制度においては、獣医師の関与が明文化される方向にあり、いくつかの行政機関ではすでに獣医師が活躍している。また、各地で獣医師会による野生動物保護活動への取り組みが始まり、今後ますます野生動物対策における獣医師の社会的使命は重要になると考える。

・野生動物対策委員会の検討経過等

以上の現状をふまえ、社団法人日本獣医師会では、野生動物対策委員会を設置して獣医師に関わる野生動物対策について多方面から検討することとした。野生動物対策委員会においては、平成13年1月から平成15年5月までの間、6回にわたり委員会を開催し、関係官庁の担当官及び野生動物対策の専門家から意見を聴取し、野生動物関係施設の現地調査を実施して現状認識と問題点の整理を行った。また、本委員会の検討を受けて、平成15年2月、沖縄県において野生動物問題に関する一般公開シンポジウムを開催したが、委員会及びシンポジウムの概要は以下のとおりである。

1. 第1回委員会（平成13年1月17日）

委員会における検討の方向性について協議を行い、まず、診療獣医師にとって身近な問題である野生動物救護について、傷病を負った移入種、有害動物等への対応、傷病動物の野生復帰、人と動物の共通感染症の傷病動物から人への感染、野生動物診療技術の普及等について意見交換を行い、その後、野生動物の保護管理や調査研究のための施設とシステムについて、また、獣医師及び獣医師会と野生動物対策との関わり方について協議した。

その結果、本委員会においては、当面、野生動物救護、移入種の取り扱い、希少種の保護について、「野生動物による人と動物の共通感染症対策」、「野生動物対策における獣医師倫理」、「野生動物対策における獣医師の役割」等を考慮しながら検討を進めることとした。

また、検討に当たっては、関係官庁の担当官、野生動物対策の専門家等の意見を聴取することとした。

2. 第2回委員会（平成13年3月29日）

野生動物救護と希少種の保護について検討を行い、希少種の保護・研究及び傷病動物の保護・治療に関する基幹的施設の設置、野生動物診療技術を普及するためのテキスト作成と獣医師に対する研修の実施が必要であるとされた。

次に、移入種の取り扱いについて検討したが、生態系への影響をなくするための対策としては、生態系からの個体の排除が最も有効な手段であること、輸入動物に対する規制を強める必要があること、マイクロチップによる個体識別の導入が望まれること等について指摘された後、「移入種対策は、動物愛護に関連する問題でもあるが、本委員会においては、感情論に流されず、論理的な議論を行う」ことが確認された。

3. 第3回委員会（平成13年12月27日）

第2回委員会の検討内容を踏まえ、環境省自然環境局鳥獣保護業務室から奥山正樹鳥獣専門官の出席を得て、同専門官から「野生動物に係る法制度並びに国及び地方自治体の取り組みの現状」について説明がなされた。

その中で、本委員会における検討事項の一つである野生動物救護については、平成13年1月に告示された第9次鳥獣保護事業計画の基準において、野生動物救護における獣医師及び獣医師会の位置付けに関し、「傷病動物の保護の実施に当たっては、効果的かつ機動的に救護を行うため、鳥獣保護センター等を中心として、地元の獣医師団体、自然保護団体とも連携を図ることとし、また、救護に携わるボランティアの位置付けを明確にすること等により、民間による積極的な取り組みを推進するものとする。」と明記されていること、野生復帰が不可能な個体並びに有害動物及び移入種の取り扱いに関し、「野生復帰させることが不可能と診断された傷病動物や、野生復帰させることが被害等の原因となる恐れのある傷病動物の取り扱いについては、学識経験者、関係行政機関及び関係団体からなる検討会においてガイドラインを作成し、適切に対処するものとする。」とされ、各都道府県において地域の実情にあったガイドラインを作成することとされていること、等について説明が行われた。

その後の意見交換において、傷病動物への対応における人と動物の共通感染症の問題について、同専門官からは「農林水産省及び厚生労働省にも関係する問題であり、状況に応じて両省と連携しながら所要の対応を図っていく必要がある」との見解が示された。

さらに、羽山委員長から、移入種対策については、内閣府総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する答申」を受けて策定される『人と自然の共生』を図るための国家戦略（新・生物多様性国家戦略）において、その考え方が

示される予定である旨説明がなされた。移入種に係る問題については、飼育動物と動物愛護に関連する問題も含まれることから、環境省の移入種対策及び動物愛護関係担当官の意見を聴取して検討を行うこととされた。

4. 第4回委員会（平成14年2月21日）

第3回委員会の検討内容を踏まえ、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室神田修二室長及び同局野生生物課水谷知生課長補佐の出席を得て、神田室長から「動物愛護管理法と移入種対策」について、水谷課長補佐から「外来種（Alien Species）問題」についてそれぞれ情報提供が行われた。

神田室長からは、動物愛護と移入種対策について、移入種の駆除に関し、ノライヌ及びノラネコ等は動物愛護管理法における愛護動物に含まれるが、ノイヌ、ノネコ及びノヤギ等野生化した動物は含まれないこと、愛護動物であっても、「正当な理由の下に、不必要な苦痛を与えない方法」（「動物の処分に関する指針」として取りまとめられている）によって処分すれば、動物愛護管理法の規定に違反しないこと、愛護動物以外の動物についても、「正当な理由の下に、不必要な苦痛を与えない方法」により処分するよう努める必要があること等について、見解が述べられた。

その後の意見交換において、ノラネコ等移入種としての飼育動物に対する規制の実施について、同室長は、「飼育動物による希少種の捕食、希少種との競合及び希少種への感染症の媒介等の問題が顕在化している一部の地域（沖縄県竹富町西表島等）においては条例を制定して対応しているが、全国的な規制は難しいと思われる。」との意見であった。

水谷課長補佐からは、移入種問題の現状、今後の対策について、特に、移入種としての飼育動物対策として、飼育許可・登録制の拡大、取り扱い業者の責任強化、飼育者及び販売業者による繁殖制限及び飼育者及び販売業者による個体識別等について検討する必要がある旨述べられた。

また、自治体における移入種対策の実例として、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」の中に、アライグマ、プレイリードッグ、フェレット、その他の動物が野生化した場合に北海道の生態系をかく乱する恐れがあると認められる動物への対応が定められたことが紹介された。

その後の意見交換において、獣医師は、野生動物保護関係者と動物愛護関係者の両者間の調整役となりうること、「日本の生態系を守る」ことは、移入種の個体の処分について社会的支持を得るための十分な理由になりえること、獣医師会は、平成17年の動物愛護管理法の見直しに向けて、飼育動物の個体識別におけるマイクロチップの利用について提案を行うべきであること、等の意見が出された。

さらに、今後の委員会の方向性として、委員会では、今後も傷病動物保護、移入種の取り扱い、希少種の保護について検討を行うこと、委員会での検討に資するため、平成15年2月に沖縄において開催する三学会年次大会において、野生動物問題に関する一般公開シンポジウムを開催することにつ

いて検討すること、 次回の委員会では、主に希少種の保護に関する問題を協議することとし、兵庫県コウノトリの郷公園において開催すること、等が確認された。

5 . 第 5 回委員会（平成 14 年 5 月 9 日：兵庫県立コウノトリの郷公園）

第 5 回委員会は、兵庫県立コウノトリの郷公園において、同園の増井光子園長、池田 啓田園生態研究部長、三橋陽子獣医師、さらに、外部講師として（株）野生動物保護管理事務所の岸本真弓氏、ツシマヤマネコを守る会の柚木 修氏の出席を得て開催された。

岸本氏からは、「ワイルドライフマネジメントにおける獣医師の役割」と題する講演の中で、“ワイルドライフマネジメント”は、人、野生動物と自然環境の三者の間に立って、その軋轢を調整する手法であること、ワイルドライフマネジメントにおいて獣医師が関わるべき分野、または、獣医師としての特性を活かすことが望まれる分野として、野生動物の個体管理（特に捕獲時の麻酔、傷病動物の治療）や野生動物の生息状況の調査活動が挙げられること等について述べられた。

柚木氏からは、「ツシマヤマネコの保護の現状」と題する講演の中で、ツシマヤマネコの生息状況は極めて危機的であること、保護活動においてノネコ、ノラネコ対策は非常に重要であるが、対策を実施する中で、野生動物保護関係者と動物愛護関係者の対立があること、獣医師は、社会から「動物の専門家」として認識されているので、両者の調整役として適任であること等について述べられた。

その後、兵庫県立コウノトリ郷公園におけるコウノトリ再導入の取り組みに関する説明を受け、先進的な野生動物関係施設を見学した。

また、まとめの意見交換において、委員からは 野生動物関係行政機関への獣医師の配置と定着の必要性、獣医系大学における野生動物に関する教育の改善等についても指摘された。

6 . 日本獣医師会・三学会・沖縄県獣医師会 - 一般公開合同シンポジウム -

「ペットの野生化防止と絶滅危惧種の保護、移入動物問題を考える」(平成 15 年 2 月 9 日：沖縄コンベンションセンター)

委員会における検討を受けて、平成 14 年度日本獣医師会三学会年次大会の開催にあわせて、一般公開シンポジウムを開催した。シンポジウムにおいては、本委員会の羽山委員長が座長を務め、以下の講演が行われた。

ア . 基調講演：動物飼育の条件 - 生態系保全と動物福祉 -

(財)日本動物愛護協会

中川志郎氏

エキゾチックアニマル、エキゾチックペット、ドメスティックアニマルの飼育について考察し、飼育者責任が強調されるとともに、生態系と個々の動物の命は、当然ながら、どちらも人間にとって重要なものであ

るが、生態系が遺棄された飼育動物によって損なわれている場合、その害を未然に防ぐのが人間の責任であると述べられた。

イ．イリオモテヤマネコ、ツシマヤマネコの問題について

九州地区獣医師会連合会ヤマネコ保護協議会 藏内勇夫氏

九州地区獣医師会連合会が実施しているヤマネコ保護活動支援事業（イエネコとの競合、イエネコの感染症からヤマネコを守るため、イエネコの避妊去勢手術を中心とした獣医療を提供する事業）の現状について報告が行われ、次世代にヤマネコを残すことの重要性が強調された。

ウ．ヤンバルクイナの移入動物による影響と保護対策

（財）山階鳥類研究所 尾崎清明氏

ヤンバルクイナの分布域、生息数と、移入種であるマングースとの関係に関する調査結果について報告が行われ、マングースがヤンバルクイナに及ぼす影響の大きさを指摘し、その除去の必要性について述べられた。

エ．環境省による移入種対策の現状

環境省沖縄奄美地区自然保護事務所 河野通治氏

奄美大島でのアマミノクロウサギ、ケナガネズミ及びアカヒゲなどの希少動物及び沖縄本島のやんばる地域でのヤンバルクイナの保護活動におけるマングース、ノネコなどの移入種対策の重要性について指摘され、動物愛護団体等に対し、移入種の問題を正しく伝え、理解を得るよう努力することが必要であると述べられた。

オ．希少種を守るための県の取り組みについて

沖縄県自然保護課 石垣英治氏

沖縄におけるヤンバルクイナ、ノグチゲラ及びケナガネズミなどの希少種の保護活動における移入種（マングース、ノネコ）の捕獲活動の実態について報告が行われた、なおこのような捕獲活動に対して、全国から「マングースやネコを殺さないでほしい」との要望が、平成13年度に532件、平成14年度（9月末まで）に112件あったことが報告された。

カ．希少野生動物を守るための獣医師の取り組み

ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会 長嶺 隆氏

2002年1月発足して、ヤンバルクイナ等沖縄に生息する希少動物の保護活動を続けている「ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会」の活動について報告が行われ、保護活動の具体的な内容として、保護増殖センターの設置と保護計画の策定、動物愛護管理法に基づく協議会の設置、ペット飼育条例の制定、ネコのシェルターの設置等についてプラン

作りを行うべきであると述べられた。さらに、講演後にヤンバルクイナの保護に関するビデオ（飼育動物の遺棄問題を含む）が上映された。

キ．国頭村安田区における飼い猫対策

国頭村安田区活性化委員会

中根 忍氏

安田区における独自のネコ飼養規則の制定とネコにおけるマイクロチップ注入の義務化、さらに、同地区で行われている野生動物保護、自然環境保護運動について、これまでの経緯と現状について報告が行われた。

講演終了後、全ての演者が参加して総合討論が行われたが、討論においては、野生動物と移入種である飼育動物の両者を救う方向で施策が講じられるべきであるという意見が大勢を占めた。

7．第6回委員会（平成15年5月13日）

検討の経過を踏まえ、本会の今後の野生動物対策の検討の方向等について取りまとめた「野生動物対策の推進についての報告案」が事務局から提出され、その内容について協議した。

協議の結果、本案に若干の修正を加え、本委員会の報告とし、五十嵐会長あて提出することとされた。

．日本獣医師会における今後の野生動物対策の検討の方向について

近年の自然環境、動物愛護等に対する国民の関心の高まりを受けて、国においては、平成14年に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（いわゆる鳥獣保護法、新法の名称は「鳥獣の保護及狩猟の適正化に関する法律」）を改正する等、積極的な野生動物関係施策が講じられている。

一方、本委員会においては、「野生動物対策は、地球環境の保全につながるという意味において今後益々その重要性を増してくると考えられること」及び「獣医師は、動物医療の専門家として、野生動物の発するシグナルを敏感に察知し、対応する必要があること」を前提として、具体的には、野生動物救護、移入種の取り扱い及び希少種の保護における獣医師及び獣医師会の役割について検討を行ってきた。

これまでの検討結果を踏まえ、今後、本委員会においては、特に獣医師と強く関連する事項である野生動物救護および移入種としての飼育動物対策について、さらに具体的な検討を行い、これらに関する基本的な考え方を地方獣医師会、構成獣医師に示すとともに、希少種の保護をはじめとする野生動物保護管理における獣医師、獣医師会の役割についても論議を深める必要がある。

1．野生動物救護について

(1) 野生動物救護については、平成13年1月に告示された「第9次鳥獣保

護事業計画の基準」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の成立を受けて平成14年12月に公布された「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、行政、獣医師団体及び自然保護団体等との連携の必要性、野生復帰が不可能と診断された救護動物、野生復帰させることが被害等の原因となる救護動物についてのガイドラインの作成等について方向性が示されている。

一方、本委員会での検討においては、野生動物救護の円滑な推進を図るための方策として、以下の事項が指摘された。

- ア．国における野生動物に関する総合的な調査研究を業務とする施設の設置
 - イ．自治体における野生動物救護、死因の究明等を業務とする施設（鳥獣保護センター等）の設置・充実及び当該施設への獣医師の定着的配置
 - ウ．上記アの施設を中心とした行政機関、獣医師、獣医師団体及び自然保護団体が連携した野生動物救護システムの事業化（特に、油汚染事故等の災害における緊急対応システムの構築）
 - エ．獣医系大学における野生動物に関する教育体制の充実
 - オ．野生動物救護に関わる獣医師への情報の提供、研修会の開催
 - カ．「救護動物の取り扱いに関するガイドライン（野生復帰が不可能な動物及び有害動物等の取り扱いを含む）」の作成
- (2) 今後、本委員会においては、上記の事項についてより具体的に検討すべきであるが、特に各地域で策定される予定である「救護動物の取り扱いに関するガイドライン」の中にその基本的考え方を示す必要がある。この基本的考え方には、以下の内容を含むべきであると考えられる。

- ア．動物の受け入れ体制について
 - ・一次診療の体制
 - ・行政機関と民間団体（獣医師会を含む）の役割分担
 - ・人材の育成（大学教育の充実、リハビリテータの資格化等を含む）
 - ・受け入れのための施設
- イ．診療について
 - ・治療方法、薬物の選択
 - ・人と動物の共通感染症対策
- ウ．治療後の措置について
 - ・野生復帰のための訓練
 - ・野生復帰が不可能な動物の取り扱い
 - ・移入種（野生化した飼育動物を含む）の取り扱い
 - ・野生復帰させることが被害等の原因となる恐れのある動物の取り

扱い

2. 移入種対策について

(1)移入種対策については、平成14年8月、環境省野生生物保護対策検討会移入種問題分科会が策定した「移入種（外来種）への対応方針について」において、総合的な方針が示されているが、その緒言においては、「本対応方針は移入種（外来種）問題への取り組みの方向性を示した第一段階のものであり、今後、取り組みの具体化に向け、さらに検討を深める必要がある。」として、具体的な方策に関する今後の検討の必要性が指摘されている。

移入種対策においては、「野生動物保護」と「動物愛護」の概念が対立しがちであるが、本委員会での検討においては、社会から動物の専門家として認識されている獣医師がその調整役として最も適任であるとの意見が出された。

日本獣医師会が平成15年2月に開催した一般公開シンポジウム「ペットの野生化防止と絶滅危惧種の保護、移入動物問題を考える」においては、野生動物、動物愛護の両分野から関係者が出席して意見交換が行われた結果、「野生動物と移入種としての飼育動物の両者を救う方向で施策が講じられるべきである」とする意見が大勢を占めた。

また、本委員会での検討においては、移入種に関する対策として以下の事項が指摘された。

- ア．飼育を目的として輸入される動物に対する移入種対策の観点からの規制の強化
- イ．飼育者及び飼育動物販売業者への移入種問題に関する啓発（不妊手術による繁殖制限及びワクチン接種等飼育動物の適正飼養並びに野生動物の一般家庭での飼育に関する事項を含む）
- ウ．飼育動物のマイクロチップによる個体識別の普及

(2)今後、委員会においては、野生動物を含め、飼育動物についての動物医療を提供する獣医師の立場から、上記の項目を中心に具体的な移入種対策の検討を進める必要がある。

3. 希少種の保護等について

希少種の保護をはじめとする野生動物保護管理についても、獣医師は動物医療の専門家としてその一翼を担うことが期待されており、このような状況の中で、九州地区獣医師会連合会におけるヤマネコ保護支援活動等、一部の獣医師会では独自の取り組みがなされているところである。

また、野生動物救護、移入種対策は、希少種の保護をはじめとする野生動物保護管理に密接に関連する活動であり、多くの獣医師会において、行政と

協力して事業が実施されている。

本委員会においても、これらに関連する施策における獣医師及び獣医師会の役割については、総合的な野生動物対策の中で、様々な角度から検討していく必要がある。

3 の1の補足資料

例えば、米国ワシントン州にあって民設民営で救護活動を行っている PAWS ワイルドライフセンターでは、救護の意義は、「人道主義、生態系の保全、絶滅危惧動物の救護、教育及び調査」であり、第一番目の意義に「人道主義」が掲げられている。

また、同センターのボランティア・マニュアルには、「PAWS ワイルドライフセンターの使命は、傷ついたり、あるいは孤児になった動物たちを救護することです。なぜなら、全ての動物の命はとても大切なものであり、生まれながらにして自由に生活する権利をもっているものと考えています。ところが、私たちが救護する動物の 90%以上が、人間が原因で傷ついたり、親を失ったりしています。ですから、傷ついたり、あるいは孤児になった動物たちに、もう一度自由に生きるチャンスを与えることは、私たち人間の責任であると確信しています。」

と記述されている。

この PAWS の救護に対する考え方は、野生動物が国民の共有財産であると定義され、そのため最良の管理をしなければならないという米国の野生動物保護管理の考え方をよく反映している。しかも、「自然は子孫へのあずかりもの」というアメリカ・インディアンの言葉も必ずと言ってよいほど引用されており、世代を超えて引き継ぐ責任があるという「環境倫理(世代間倫理)」の考え方が根底にあるように思える。

4 野生動物サンプルライブラリーの例

以下に、岐阜大学農学部獣医学科公衆衛生学講座助教授杉山誠氏より提唱された野生動物サンプルライブラリー構築(案)を記載する。

環境汚染指標動物としての野生動物の役割

野生動物サンプルライブラリーの構築(案)

1 意義と必要性

私たちを取り巻く自然環境は、無秩序な人間活動の進展に伴い悪化の一途をたどっている。しかも、この影響は人間あるいは動物への健康被害という形で不気味に現れ始めている。特に、高度に自然環境に依存して生活を営む野生動物では、その影響は深刻である。これに対し、情報の入手あるいはテクノロジーを駆使することにより、この影響による被害を食い止める術を人間はもっている。このような環境への依存度の差が、両者の被害に時間的差をもたらすことがある。水俣病において、人間の被害の前に野生動物で起きていた異変(1)が良い例であろう。このようにして、環境に強く依存する野生動物の異変を環境変化の前兆と捉え、野生動物を環境の指標動物として利用しようという考え方が生まれてきた。さらに、これらの情報をもとに私たちの生活圏の環境を保全する方策を考察することもできる。

鳥獣保護センターは、野生動物の疾病に接する機会が最も多い機関である。このような機関で収集された野生動物サンプルは、これらサンプルの科学的な解析により、環境のモニタリングを行うための貴重な資源となるであろう。さらにこのサンプルライブラリーを日本全国に広げることが、日本の環境状況の情報発信のために不可欠である。また、自然環境破壊が地球的規模で起きている現代において、日本で起きている野生動物の異変を科学的に把握し、情報として世界に発信することも、環境保全に対し先進国の果たす役割としても非常に重要である。

2 野生動物サンプルライブラリー

a サンプル

疾病等で鳥獣保護センターに搬入された動物を用いる。生体からは、血清および糞便を採取する。死亡した個体から、各種臓器を採取する。試料は個体毎に管理し、混ぜないことが重要である。強く感染症が疑われる場合、セーフティキャビネット内で剖検することが望ましい。大量の動物の死亡等の異変が確認された際は、近隣の獣医系検査研究機関に連絡をし、対処法を協議する必要がある。

サンプルには連番を付け、必要な情報等を記入する台帳を作成する。この管理は、小型ほ乳類(齧歯類等)、大型ほ乳類(シカ等)、鳥類、鱗脚類(海獣類)の4種類位に分けて行う。必要な情報とは、「サンプル番

号、サンプル名、年月日、動物種、性別、採集地、搬入理由、計測値等」である。他に繁殖状態に関する記録、成獣と幼獣の区別なども書き込むと有用である。

日本哺乳類学会種名・標本検討委員会「哺乳類標本の取り扱いに関するガイドライン(案)」(2)を参考にすると良い。

b サンプルの調整、保存及び検査項目

サンプルの調整、保存及び検査項目の概要を表1に示す。他に、年齢を推定するために頭骨、犬歯、眼球などが採取・保存できると有用である。

【化学物質検査】

材料：脂肪、肝臓、脾臓、腎臓、胸筋(鳥類)、筋肉(ほ乳類)、脂皮(鰭脚類、鯨類)、生殖器

大きさ：20 g 以上(可能な限り大きい方がよい)

調整・保存法：臓器毎にアルミホイルに包み、マジックペンで試料番号、どこの臓器か書き込む。個体毎に、プラスチックバック(ジッパー付きが便利)に入れる。-20 以下で保存する。

対象検査：有機塩素系化合物(含ダイオキシン)の検出には「脂肪(脂皮)、筋肉(胸筋)、肝臓」を用いる。重金属の検出に「腎臓、肝臓、筋肉(胸筋)」を用いる。

【感染症検査】

材料：血清、5大臓器(肝臓、脾臓、腎臓、心臓、肺)、脳、腸管、糞便

大きさ：臓器は1 g 程度、血清は0.5ml 以上

調整・保存法：無菌的に材料を採取する。

血清：採取血液を室温で数時間あるいは冷蔵庫で一晩放置し、凝固した血餅を除いた後、遠心した上清をスクリューキャップ付きプラスチックチューブに入れる。血漿でも良い。-20 以下に保存する。

臓器：剖検後、採取した各臓器の小片をそれぞれスクリューキャップ付きプラスチックチューブに入れる。-80 以下に保存する。

糞便：生体あるいは死後直後の動物の肛門内を滅菌綿棒で拭き、あらかじめ滅菌50%グリセリン加PBSを入れたスクリューキャップ付きプラスチックチューブに拭き棒の先を切断し入れる。-80 以下に保存する。

対象検査：

血清：各種病原体に対する抗体検出(抗体調査)

臓器：各種病原体の分離あるいは病原体遺伝子の検出

糞便：薬剤耐性菌の検出。各種病原体の分離あるいは病原体遺伝子の検出

【病理検査】

各臓器を10%ホルマリン液に浸し、保存する。10年程度保存可能。

材料：5大臓器(肝臓、脾臓、腎臓、心臓、肺)、腸管、生殖器等

調整・保存法：室温で保存する。

小動物(鳥類を含む): 腹腔を開けた状態で全体をホルマリン液に浸す。
 大動物: 剖検後、できるだけ全体像が残るように切断した臓器をホルマリン液に浸す。
 対象検査: 病理検査

【その他(生化学的・免疫学的検査)】

各種ホルモンの定量、アレルギーの検査(IgEの検出)が血清(血漿)を用いて可能である。採取血液が凝固したら、血清を直ちに分離し、-20℃以下(ホルモン)及び-80℃(IgE)に保存する。

3 参考文献

- (1) 原田正純:「水俣病」p12-15、岩波新書、1972年
- (2) 日本哺乳類学会種名・標本検討委員会
 「哺乳類標本の取り扱いに関するガイドライン(案)」
<http://msj.ac.affrc.go.jp/japanese/committees/guideline.html>

野生動物サンプルの調整、保存及び検査項目

検査	材料	大きさ	保存温度	保存のための処理法	注意事項等	検査項目
化学物質検査	脂肪、皮 脂(鯨類)	20g以上	-20℃以下	無処理	個々にアルミホイルに包みプラスチックバックに入れる	有機塩素系化合物検出
	筋肉、胸 筋(鳥)					
	肝臓					
	腎臓、肝 臓	20g以上	-20℃以下	無処理	個々にアルミホイルに包みプラスチックバックに入れる	重金属検出
	筋肉、胸 筋					
感染症検査	血清	0.5ml以上	-20℃以下	血清(血漿)分離	血漿でも可	抗体調査
	脳、5大臓 器	1g程度	-80℃	無処理	個々の臓器をプラスチックチューブに入れる。	病原体の検査
	糞便		-80℃	滅菌 50%グリセリン含 PBS に浸す	生体の肛門を滅菌綿棒 で拭き浸す	病原体、 薬剤耐性 菌検出
病理検査	5大臓器		室温	ホルマリンに浸す	小動物は内臓を空けて動物 全体を一つの瓶に入れる	病理検査
	腸管、生 殖器等				中大動物は臓器を採取し 全体像が残るように一つの 瓶に入れる	
その他	血清	0.5ml以上	-20℃以下	血清(血漿)分離	血漿でも可	ホルモンの 定量
	血清	0.5ml以上	-80℃	血清(血漿)分離	血漿でも可	IgE抗体 の測定

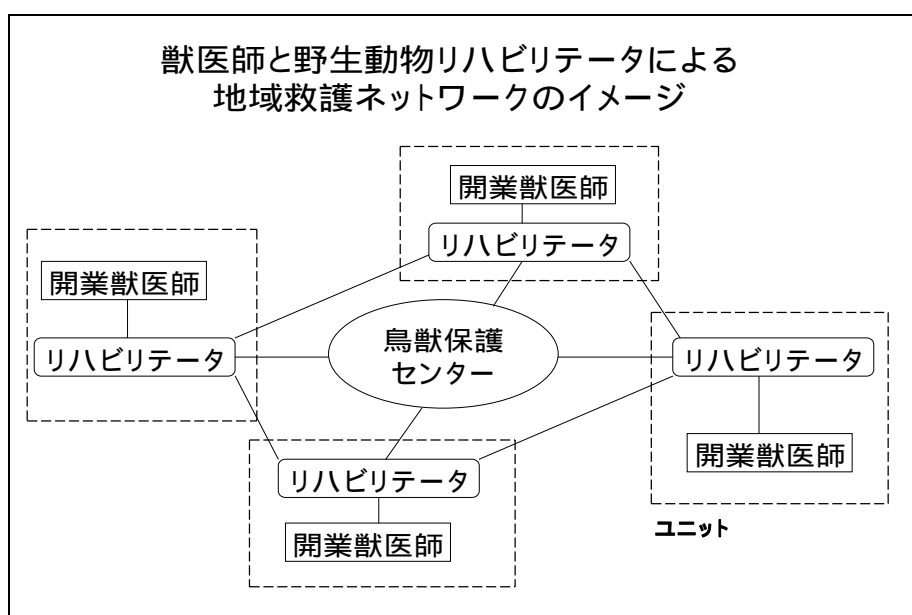
5 野生動物救護カルテ様式例

施設名		受付番号		受付日	年 月 日
救護日	年 月 日	環境省3次メッシュ番号: -			
救護場所	都道府県 市町村区 丁目				
	路上、自宅、建物の下、駅・学校等施設地内、公園、空き地、河川、湖沼、海岸、田畑、鉄塔、その他()				
鳥	種名	アオサギ・カラス(ハシホリ・ハシブト)・カルガモ・キジバト・ゴイサギ・コサギ・シジュウカラ・スズメ・ツバメ・ドバト・トビ・ヒヨドリ・フクロウ・ムクドリ・メジロ・その他()			
	年齢	卵・巣内びな・巣立ちビナ・若鳥・成鳥	性別	雄 ・ 雌 ・ 不明	体重 g
哺乳	種名	アナグマ・アブラコウモリ・イタチ・イノシシ・カモシカ・キツネ・サル・シカ・タヌキ・ノウサギ・ハクビシン・ムササビ・その他()			
	年齢	幼獣 ・ 成獣	性別	雄 ・ 雌 ・ 不明	体重 kg
● 栄養状態 [過度の肥満 ・ 肥満 ・ 普通 ・ 削瘦 ・ 過度の削瘦]					
● 動物の状態 [元気: ある ・ なし]					
骨折・外傷・打撲・神経症状・衰弱・その他()					
● 救護原因 (主因に○、副因がある場合には✓をつけて下さい。)					
交通事故	衝突	転落	絡まり事故	中毒	汚染
車 列車 二輪車	窓ガラス 電線 鉄塔 風車	河川 ダム 堰堤	ネット 釣り糸 釣り針	農薬 鉛	粘着剤 食用油 重油
伝染病・寄生虫症	わな等	違法飼育	誤認保護	動物による襲撃	巣でのトラブル
疥癬 ジステンパー	トラバサミ かすみ網 箱ワナ			犬 猫 カラス	巣から落ちた 巣ごと落ちた 巣の撤去
その他()・不明					
● 処置 [した ・ しない] (行った場合は処置全てに○をつけて下さい。)					
保温・強制給餌・酸素吸入・補液・薬剤投与・消毒・外科的処置()・リハビリ・汚染物の洗浄・その他()					
● 車云 小尋 [放野・移管・死亡・安楽死]			転帰日	年 月 日	体重 g
放野場所: 都道府県 市町村区 丁目(環境省3次メッシュ番号: -)					
移管施設名()					

6 の補足資料

獣医師と野生動物リハビリテータによる地域救護ネットワークについて

- 1 野生動物救護の専門施設（例えば鳥獣保護センター）には、獣医師と野生動物リハビリテータが常駐し対応する。
- 2 鳥獣保護センターを中心にサテライト動物病院が点在し、そこで開業獣医師による一次治療が行われる。
- 3 野生動物リハビリテータは、鳥獣保護センターを中心に、自宅または個人施設において看護やリハビリを行う。
- 4 開業獣医師は、救護個体の種や病状に応じて、野生動物リハビリテータに連絡し、リハビリテータによる看護、または鳥獣保護センターへの搬送を指示する。
- 5 野生動物リハビリテータは、看護から放野までの期間、治療が必要となった場合には、開業獣医師（または鳥獣保護センター）と連携を図り、適切に対処する。
- 6 野生動物リハビリテータは、看護から放野までの期間、開業獣医師とともに救護持込者に対し、救護に関する説明を行う。
- 7 野生動物リハビリテータは、放野後、開業獣医師とともに救護情報カルテを鳥獣保護センターに提出する。
- 8 獣医師会は、地域救護ネットワークを支援するために、サテライト動物病院の整備と開業獣医師に対して治療技術等の情報提供や研修会開催を行う。



7 リハビリテータ 研修内容例

レベル1：救護活動における基礎的な知識と技術を有するレベル。受講必要条件は無し。

傷病野生動物の応急手当てや保護センター等へ搬送することができる（捕獲許可が必要）。また、一部の動物種（スズメ、ツバメ、ヒヨドリ、ムクドリ、キジバト等）の幼鳥については収容から放野まで扱うことができる（飼養許可が必要）。その他、傷病野生動物発見者への助言指導やボランティアに対して指導が行える。

受講日数：2日間程度（講義：8時間 実習：4時間）

受講科目：（講義）

野生動物救護の理念と目的
野生動物リハビリテータの使命と役割
種の特徴と見分け方
応急処置と搬送方法
幼鳥の食性と給餌法
衛生管理（共通感染症を含む）
飼育管理とリハビリ
野生復帰のための準備とリリース
救護情報カルテの意義と記載方法
野生動物関連法規

（実習）

保定法、応急処置法、給餌法、リハビリ法
試験実施：受講終了後実施

レベル2：一般的な世話から基礎的な医療看護や放野まで、リハビリの全ての面について修得するレベル。

受講必要条件はレベル1。

傷病野生動物の収容からリリースまで、希少種を除く野生動物は自らの責任において行うことができる。また、総合学習など教育事業や保護センター等の運営業務を担える。

受講日数：2日間程度（講義：12時間）

受講科目：（講義）

収容に必要な施設と設備
各種鳥類の食性と給餌法
各種哺乳類の食性と給餌法
収容期間中の看護と飼育管理
共通感染症対策
リハビリの方法
野生復帰の基準

理想的なリリース
安楽死の選択
救護情報カルテの活用法
環境教育

試験実施：受講後に指定保護センター等で 30 日間（回）のインターンシ
ップの終了後に受験資格が得られる

レベル 3：特殊な分野（猛禽類、油汚染鳥類など）を専門的に扱える。

受講必要条件はレベル 2。

日常的な救護活動は、レベル 2 で行えるが、猛禽類や油汚染鳥類など、
その取扱いに特別な知識や特殊な技術が必要な分野を専門的に担うこ
とができる。

受講日数：それぞれ 2 日間程度（講義：8 時間 実習：4 時間）

< 猛禽類 >

受講科目：（講義）

猛禽類の種類と生態
生息状況と保護の現状
取扱い方法と保定法
食性と給餌法
飼育管理と施設
リハビリ法
野生復帰のための準備とリリース
猛禽類（希少種）関連法規
（実習）
保定法、給餌法、リハビリ法

< 油汚染鳥類 >

受講科目：（講義）

油流出事故における行政との役割分担
流出油の種類と性状（毒性を含む）
水鳥への油汚染被害メカニズム
油汚染鳥の捕獲と搬送
施設での受け入れと処置
収容期間中の看護と飼育管理
油汚染鳥の洗浄とリハビリ
野生復帰のための準備とリリース
ボランティア指導
油汚染関連法規
（実習）
洗浄法、乾燥法、リハビリ法